

“日本游泳連盟” の組織と活動

中 森 一 郎

はじめに.....	73
I. 日本游泳連盟の創立と当初の活動	74
II. 游泳連盟の組織改編への道程	81
III. 全国組織となった「日本游泳連盟」	88
IV. 〈游泳連盟〉と水上連盟との抗争.....	97
V. 〈游泳連盟〉の態勢変化と解散	109
VII. まとめ.....	113
VII. 今後の課題.....	116

はじめに

我が国には、幕藩体制下藩校教育を基幹として発展してきた在来の流派泳法（以下、「日本泳法」と称す）がある。大正期以降に競技水泳が隆盛となる中、競泳や外国泳法への関心が高まるとともに日本泳法の活動や普及は縮小されていった。この実態と傾向は、筆者が行ってきた日本泳法“観海流”に関する研究の中でも見られた。¹⁾

日本泳法への関心が薄れてきた大正末期に、“日本游泳連盟”と称する団体が創立された。同連盟は、はじめ東京地方の日本泳法関係者達によって組織された団体であった。後に、この団体組織は、全国の日本泳法流派が加盟する組織へと改編され、同じ団体名称のまま活動を行っている。

同連盟に関わる先攻研究は、見あたらない。資料としても昭和7年（1932）に発刊された『日本游泳連盟要録』（以下、『要録』と略す）以外は、あまり知られていない。²⁾

筆者は、現観海流第四代家元山田謙夫の所蔵する観海流保存資料（以下、「家元資料」と略す）を探索する中で、観海流と日本游泳連盟との関わりを示す記録や資料を見出した。

『家元資料』では、日本游泳連盟自身による記録や資料の一部が見られるに留まるものであったが、全国組織としての日本游泳連盟が発足されるまでの過程やその後の同連盟の活動状況、さらに当時の日本水上競技連盟との関係などについて、大凡の知見を得ることが可能な範囲にあると判断した。

本論では、日本游泳連盟の組織と活動実態の全体像を解明することを最大の目的として、当時の我が国の水泳界において日本泳法流派がどのような状況にあったのか、衰退してきた日本泳法の普及と活動をどのような方法で活性化を導こうとしたのか、対峙する競技水泳の全国統轄組織“日本水上競技連盟”と

どのように関わってきたのかなどについて考察を試みた。また、得られた考察結果から、今日の日本泳法の在り方や今後の日本泳法の存続について手がかりが得られるのではないかとの思いで論究を進めた。さらに、本論を我が国スポーツ史の視点から見て、外来の近代スポーツ（競泳）受容と在来スポーツ（日本泳法）への影響及びその対応に関わる一事例研究になればと考えた。

本論究においては、『要録』を当初東京の日本泳法団体として活動した時期の基軸とし、『家元資料』を全国代表組織へと改編組成の前段階から全国組織として活動した時期の基軸として論考を試みた。

なお、本論中、日本游泳連盟と日本水上競技連盟との関わりにおいて、後者側の証言として同連盟の機関誌『水泳⁴⁾』に掲載された田畠政治の記述を多用した。それは、(財)日本水泳連盟が発刊した『水連四十年史⁵⁾』にも両連盟の関わりを示す記載が見られるが、詳細な事情が得られない箇所もあり、論究上の証言として当時の当事者の存在であった田畠政治の回想を採用したものである。

I. 日本游泳連盟の創立と当初の活動

日本游泳連盟と称する団体は、はじめ東京における日本泳法関係者によって結成された水泳団体（以下、「游泳連盟」と略す）であった。ここでは、同連盟の創立から改編成への動きが起こるまでの大正14年（1925）から昭和4年（1929）までについて述べる。

1. 創 立

游泳連盟の創立年並びに中心となって尽力した人物は、次の文献記述から見ることができた。

①『要録』²⁾

「大正十四年十月一日創立」(p. 1)

②『日本体育会日本游泳術』⁷⁾

「本会（日本体育会）最初の得業生松永正雄氏は、…大正十四年日本游泳連盟を起こして日本游泳の普及を計り、第三回以後の明治神宮競技を引受け等斯界に貢献する処尠からず、…」(p. 14, 括弧内筆者)

記述に従うと、游泳連盟は、大正14年10月1日、日本体育会出身の松永正雄によって創立された。当初どのような人物達によって組織されたのかは未記述である。が、後述の第3回明治神宮体育大会水上競技役員名簿記載の人物名を参考にすると、日本泳法の衰退してきている現状を憂いて日本体育会游泳場出身の松永正雄等と廃藩置県以降の隅田川で普及・発展した日本泳法流派の修得者とが同調して創立に至ったと推測する。^{8) 9) 10)}

どのような経緯と意図で創立されたのかは、創設前後の資料が未見の現在、明言することはできない。ただ、創立誘因として考えられる可能性では、大正13年10月に“大日本水上競技連盟”（昭和4年、“日本水上競技連盟”に改称）が創設され、大正14年3月の“日本体育協会”改組時に“大日本水上競技連盟”が同協会の競技団体別統轄団体として承認されたことがあげられる。また、大正14年は、第7回極東選手権大会（マニラ）水泳競技において、日本競泳陣が平泳ぎ以外優勝という大勝利を収めた年でもあった。競技水泳に対する社会的な関心度が圧倒的に高まる中、我が国の水泳基盤を支えてきたのは日本泳法であり競技水泳に対抗できる団体の存在を顯示しなければならないとの意識が創立動機にあったのではないかと推測する。同時に、このような社会的状況は、日本泳法及び流派存続への危機感を生み出し、各流派が単数又は少数で組織を維持するだけでなく、全体を統轄する組織創設の必要性を感じざるを得なかつたことも想像に難くない。

2. 当初の活動

同連盟の活動として次の2件の競技会に携わったことが判明している。

1) 游泳競技大会の開催

『要録』「沿革一覧」(pp.1-2)によると游泳連盟は、大正15年(1926)9月に「第一回日本游泳競技大会」を芝公園プールにて開催している。その後も昭和4年(第4回)まで毎年開催をしている。競技内容としては日本游法並びに水上競技を実施したとしているが、具体的なことは不詳である。推測材料としては、次に述べる第3回明治神宮体育大会水上競技の種目が参考になると考える。

2) 明治神宮競技大会での運営

戦前における我が国の国家的な最大の総合体育大会として、大正13年(1924)に“明治神宮競技大会”(以下、「神宮大会」と略す)が創設された。神宮大会は、その後、昭和18年(1943)まで明治神宮外苑競技場で開催された。なお、大正13年から昭和2年までは毎年、それ以降は隔年開催となった。また、名称は「明治神宮競技大会」「明治神宮体育大会」「明治神宮国民体育大会」「明治神宮国民¹¹⁾錬成大会」へと変更されてきた。

神宮大会では、第1回大会より各競技種目毎の関係団体に競技運営を委託している。

①游泳連盟による運営

神宮大会の第1回大会(1924)及び第2回大会(1925)は、“大日本水上競技連盟”が運営を担当した。しかし、大正15年(1926)の第3回神宮大会は、游泳連盟が水泳競技部門の運営を担当することになった。

『第三回明治神宮体育大会報告書』には、「第一回第二回明治神宮水上競技大会は大日本水上競技連盟に於て開催せられしが本年の第三回水上競技大会は、日本游泳連盟主体となりて開催する旨、八月下旬明治神宮体育大会より依嘱せられ茲に第三回水上競技大会を挙行することになった。」¹²⁾とある。

何故、游泳連盟が第3回神宮大会水泳競技の部門運営を担当することになったのであろうか。以下、担当の経緯について探ってみたい。

“大日本水上競技連盟”は、大正15年8月16日京都において極東選手権大会不参加の声明書と共に神宮大会に関する声明書を発表したという。

その神宮大会に関する声明書の要旨を田畠政治は「一、学生を除外して競技会を行ふことは事実上全く不可能であるから、これを撤廃すべきことを要望する。二、神宮競技を神宮祭日を中心として行ふことは少なくも水上競技に関しては過去第一回、第二回の経験に徴して不可能であるから、飽くまで神宮祭日を中心として行ふならば室内プールの設置を要求し、若しそれが不可能ならば期日の制限の撤廃を要望する。三、以上の二ヶ條が容れられないならば実際問題として神宮競技大会の水上競技は行ふことが出来ないから日本水上競技連盟は二つの希望條件の解決するまでは遺憾ながら神宮競技大会に参加尽力し得ない。¹³⁾」と述べている。

『水連四十年史』では「◇神宮大会不参加問題（略）日本水連が直接に神宮競技に関連したのは大正14年の第2回大会からだった。日本水連の神宮大会準備委になった末弘巖太郎以下の委員は内務省湯沢書記官、氏原、内藤技師などと、いくども打合を開いたが、日本水連から、「大会期間がシーズン・オフで室内温水プールでも作ってくれなければ実施不能」と申し入れたのに対し、内務省側では、将来、室内温水プールを作ると返事をした。大正15年になっても、室内プールのできる気配はなかった。これが水連が不満とする一点であった。第二の点は、神宮大会の管轄が文部省に移り、文部省の方針とし、学生の神宮大会参加は認めないとすることにした。これには陸上連盟も水連と同じように強硬に反対の態度をとった。日本水連は、この二点をあげ、これが解決されない限り、参加し得ない、と声明し改善を迫った。その後、陸上、水上の強硬態度に、日本体協が中に入り、和解に努め、結局神宮大会は、明治神宮体育会とい

う民間組織の手で主催することになりけりがついた。」とその経過を説明し、続けて大日本水上競技連盟がその後に出した結論は、“大日本水上競技連盟”が解決を望んだ大会期間と学生の参加の2点に関して進展がなく、大日本体育協会の執った和解の労も実らず大日本水上競技連盟は神宮大会水上競技部門の運営から手を引くことになったと記述している。¹⁴⁾

つまり、明治神宮体育会（以下、「神宮体育会」と略す）と大日本水上競技連盟の間で生じた問題に対して、根本的な解決を計るまでに至れなかった。そこで、神宮体育会は、やむなく游泳連盟に水泳競技部門の運営担当を委ねたのであった。

游泳連盟が運営担当を委託されたことで、第3回神宮大会では、水上競技種目に大きな変化が見られた。

『第三回明治神宮体育大会報告書』には「明治神宮体育大会に於ては、老若男女を問わず、一般国民体育奨励の目的を以て、従来の競泳種目以外に日本古来よりの伝統的游泳法の採点競技或は日本の流派にして世界に誇るべき游泳法を保存すべく、斯界の名士が游泳法諸流派の型を競技の間にに入ることとなる。」¹⁵⁾と記載されている。具体的な内容としては、一般的な競技泳法としての「自由形」「背泳」「平泳」の競技に加えて、「扇足の競泳（男子100m・200m・400m・800m、女子50m・200m・800m）」「支重游法競技」「游法八種採点競技（平体一種目、横体一種目、立体一種目、選択游法五種目）」及び「跳込法（日本型）三種採点競技」が行われ、模範演技として「純日本游法諸流の型」の披露が行われた。

この競技会での日本泳法関係の種目や運営方法は、前述 I. 2. 1) の「第一回日本游泳競技大会」の競技内容の参考となるものであり、ひいてはそれが第3回神宮大会の競技内容の基本となった可能性が考えられる。

游泳連盟が運営担当したことによって変化した第3回神宮大会水上競技の状況は、『東京朝日新聞』（大正15年10月2日、朝刊、3面）に「さびしい水泳予選 学

生抜きで気乗り薄…第三回明治神宮競技大会の水泳大会第一日は薄曇りの一日午前からその予選を行った。今年から水上競技連盟が神宮競技から脱退し日本游泳協会^{ヨコウイ}の骨折りで兎に角水泳大会を無事挙行し得るようになったことは慶すべきであるが一流の学生選手が参加せぬのはさびしかった殊に決勝審判員が煙草をくわえて計時員に合図するなどこんな大会役員の態度としてはすこぶる真面目を欠いた感のあったのは惜しい」と伝えている。

現実としての状況は把握しきれないが、新聞記事から次のことが窺える。当時の競泳界は、大学生の活躍を中心であった。彼らの競泳種目不参加は、有名選手出場や高い競技性といった魅力を喪失させた。また、游泳連盟の役員が競泳種目の審判としては不慣れであったこともあるって、その審判態度に対して厳しい批評が生じたことが考えられる。

なお、昭和2年(1927)の第4回神宮大会水泳競技も游泳連盟が運営を担当している。¹⁶⁾

②游泳連盟と日本水上競技連盟による運営

昭和4年(1929)第5回神宮大会水上競技(9月27日～30日)は、第1部日本游泳法を游泳連盟が担当、第2部の競泳・跳込・水球を“日本水上競技連盟”(以下、「水上連盟」と略す)が運営担当する形で実施された。

前述のように、大日本水上競技連盟が神宮大会への参加と運営を拒否したことから、第3回・第4回の同大会水泳競技の運営は游泳連盟担当となった。しかし、第5回神宮大会では、何故に水上連盟と游泳連盟の部門別分担運営となつたのであろうか。

『水連四十年史』では、「明治神宮体育関係者の間に日本水泳統轄団体である日本水連が除外されているは妥当でないという意見が起り、昭和2年ごろ水連の神宮体育会への加盟の働きかけがあった。昭和4年6月、芦田公平(神宮体育会) 石本巳四雄(水連) 武下慶三、松永正雄、京田武雄(日本游泳連盟)が会

合、かねて游泳連盟に自由形、背泳、平泳の審判は游泳連盟の任でないから日本水連に依頼したいという意向があり、日本水連内部にも神宮加盟への意見が高まってきたので、この会合で、水連の神宮体育会への加盟が決定した。」(p. 77)とある。

より詳しい事情を、田畠政治の記述から見てみたい。(以下〔 〕内、田畠政治回想記述)。

〔昭和四年五月三日、日本游泳連盟の武下君から「游泳連盟が神宮競技で現在のやうな仕事をするのは適任でないから、第五回(昭和四年)の会に於ては、水上競技連盟が自由形、背泳、平泳の審判をやってくれ」という提案があった。これに対し水上競技連盟は神宮体育会から水上競技を担当してくれという話があるなら考えるが、游泳連盟の依頼で、競技会そのものに対し、何等関係なく水上競技連盟が審判だけを引き受けることは筋違ひであるからといって謝絶したのである。〕〔全日本の運動競技行事であるべき神宮競技に全日本水泳の統轄代表団体たる水上競技連盟が参加していないのは神宮競技のために遺憾に堪へぬ。従来の行きさつ等は云々せず、加盟手続をとって参加してはどうか。水上連盟にその意向があれば自分達が尽力する。との勧誘があったのである。〕と言う。つまり、游泳連盟の申し出があったから神宮大会水上競技の運営分担を引き受けたのではなく、神宮体育会から日本の水泳競技統轄代表団体として水上連盟に参加し加盟してもらいたいとの誘いがあったから神宮体育会の要望に応じたのであった。応じる上での条件として水上連盟の理事会は〔一、一部、二部の何れを水上競技連盟がとるかなぞ名前はどうでもよい。又期日を連結せしむることもよいが、水上競技連盟担当競技会の日は游泳連盟とは絶対に別にすること。二、水上競技連盟がやる以上、主催権と審判権両方を貰ふこと。三、水上競技連盟担当の競技は水上競技連盟の規定に従ひ、種目も之に従ふ。〕との三条件の承認を求めた。これに対して神宮体育会は、この条件を承認するとと

もに水上連盟が同会に加盟するのであれば水上連盟を日本の水泳競技統轄代表団体として扱うとの公約を回答した。その結果〔水上競技連盟は加盟申請をなし六月十九日の総務委員会で水上競技連盟は神宮競技に再び参加し、水上競技第二部として、水上競技連盟規定による一般競技及び、海軍競技並に青年団競技を担当する〕¹⁷⁾という形式が生まれたのであった。

大凡、このような経緯で水上連盟は神宮体育会に加盟をして、同会より神宮大会水上競技運営担当における主催権が公認された。しかし、第5回神宮大会では、両連盟による部門別運営の形式であった。それは、神宮体育会の提案もあったが、水上連盟が游泳連盟に対する組織間対抗の意識とは別に我が国に伝承されてきた日本泳法の存在を肯定的に捉えてきたことからの配慮と考えることができる。

II. 游泳連盟の組織改編への道程

東京の日本泳法団体として出発した游泳連盟が、全国的な組織団体へと改編する動きは、どのようにして起こってきたのであろうか。

1. 第9回極東選手権競技大会での日本泳法流派の公開演技

昭和5年(1930)、東京において第9回極東選手権競技大会が、5月24日より31日までの8日間の日程で開催されることになった。水上競技は、その内の28日～31日の4日間に行われた。¹⁸⁾

同大会では、日本泳法8流派(岩倉流・水府流太田派・観海流・能島流・小堀流・向井流・神伝流・山内流)の公開演技も行われている。

観海流第三代家元山田慶介宛で昭和5年3月22日に届いた水上連盟石本巳四雄からの書簡(東京帝国大学地震研究所用箋、2枚、墨書)にその経緯を見ること

ができた。

「今年五月末東京において開催さるべき極東大会の機会に日本古来の游法を国際的に照会する目的を以て計画を進め居り候所各流家元の賛同を得明治神宮外苑新設プールにおいて競技を行う事と相成候」²⁰⁾

この書簡から解釈を広げると、水上連盟は、競技泳法と我が国で伝承されてきた泳法が明らかに違うものであり日本泳法は日本独自の優れた泳法技術を持つものであると認識している。そして、それを極東大会という国際競技会の機会に是非とも紹介したいと計画したことが考えられる。

水上連盟の呼びかけに応じた日本泳法8流派には、大会総務委員長と水上連盟会長の連盟による正式依頼状が送られている。また、公開演技にあたって事前に各流派代表に原稿依頼をして作成された『昭和五年五月 日本における水泳諸流の沿革と游法略説』の小冊子が当日配布されている。²¹⁾

游泳連盟の全国的組織への改編の動きは、この第9回極東選手権競技大会期間中に水上連盟の働きかけによって始まっていた。

以下に、『家元資料』から同大会に関わる日本泳法関係の日程と関連内容を整理の上、列挙してみた。（「」は資料中記載文章）²²⁾

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 昭和5年(1930) 3月 | 水上連盟の石本巳四雄から日本泳法各流派に参加依頼及び解説原稿の依頼 |
| 4月25日 | 各流出演プログラム及び解説原稿の提出締切 |
| 5月11日 | 同大会総務委員長平沼亮三及び水上連盟会長末弘巣太郎より各流に正式参加要請 |
| 16日 | 同大会総務委員長平沼亮三より各流代表者に対し日本游法委員依頼 |
| 27日 | 日本游法打合会開催、同時に「日本游泳連盟ノ組織ノ件ニ付懇談アリ」 |

28日 岩倉流、水府流太田派公開演技

29日 観海流、山内流公開演技

30日 能島流、神伝流公開演技

31日 向井流、小堀流公開演技

午後4時より「新宿御苑ニ於テ秩父總裁宮殿下同妃
殿下御台臨ノ下ニ園遊会御催被成各国選手及役員ヲ
御招待」

午後6時より「東京会館ニ於ケル懇親会出席日本游
泳連盟組成ノ件其ノ他ノ懇談ヲ遂ケ同九時散会セ
リ」

以上の日程であった。日程中に示したように、大会期間中の5月27日と同31
日の2回に亘って、游泳連盟改編の為の話し合いの場が持たれている。

2. 水上連盟傘下組織とする再編成への動き

游泳連盟の組織に関する改編への動きは、第9回極東選手権競技大会での日本泳法公開演技と関わって始まった。この機会の中で水上連盟は、游泳連盟の全国的組織への改編を提案しているが、同時に水上連盟傘下に加盟することを条件として勧めてきたことが判明してきた。

具体的な形で読み取れるのは、昭和5年6月に両連盟間で交わされた契約書²³⁾である。その契約書は、田畠政治記述では6月11日付けで、『家元資料』では6月15日付け²⁴⁾の契約書が確認できた。両契約書は全く同じ内容であった。

契約書の全文は以下の通りである。

「契約書

日本游泳連盟ハ左ノ条件ヲ以テ日本水上競技連盟ニ加入スル事

一、日本游泳連盟ハ此際從来ノ規則ノ一部ヲ改正シアマターノ標榜スル競技

団体トナリ日本水上競技連盟ニ於テ制定サレタル規定ニ遵フ

二、日本水上競技連盟ト日本游泳連盟ヲ以テ全国的日本游法団体ナル事ヲ認
メ其ノ範囲内ニ於テハ自治ヲ認ム

但シ日本游泳連盟ハ全国的日本游泳法ノ代表機関タル組織ト実質トヲ有
スルヲ条件トス日本游法ノ定義ハ日本ニ行ハレタル各流伝統的游法及ビ
此等游法ヨリ誘導サレタル游法ノ意味ナリ

三、日本游泳連盟ハ日本水上競技連盟ニ役員トシテ理事一名代議員五名ヲ選
出スルト同時ニ日本水上競技連盟ヨリハ日本游泳連盟中ニ数名ノ委員ヲ
選出シ役員ニ加フ

四、神宮体育大会ニハ日本水上競技連盟ガ全日本水泳ノ統括代表タル資格ニ
於テ加盟ス

但シ神宮体育会評議員ノ人選ハ日本水上競技連盟理事会ニ於テ決定ス

五、神宮水上競技会ニ於テハ日本游法ヲ存続ス

六、日本游泳連盟ガ単独ニテ競技会ヲ行フ場合自己ノ分野ニ非ラザル競技ヲ
挿入スル時ニハ日本水上競技連盟ノ受諾ト競技役員ノ参加トヲ必要トス
右条項ニ依リ日本游泳連盟ガ日本水上競技連盟ニ加入スルコトヲ契約シ
契約書二通ヲ作製シ両連盟ニ於テ各一通宛ヲ保有ス

昭和五年六月十五日 (水上) 末弘巖太郎 印

(同) 石本巳四雄 印

(游泳) 千葉真一 印

(同) 鈴木和志理 印

」

この条文の内容から、日本を代表する水泳機関の構成上では、水上連盟が游
泳連盟と両者の自治を認め合う関係であるとしつつも、母体となる側と加盟す
る側との力関係を明確に示していることが分かる。また、神宮大会水上競技に
おいて水上連盟を統括代表として認めること、交換条件として同競技会での日

本泳法の部を存続させること、游泳連盟が競技水泳を行う場合には水上連盟の承認を要することなどが盛り込まれている。

契約書の作成時には、游泳連盟が水上連盟に加盟することを前提として、水上連盟側から示されたと思われる18箇条からなる「日本游泳連盟規約案」²⁵⁾が作成されている。さらに、この案文を基に游泳連盟内で検討の上作成された昭和5年7月改正「日本游泳連盟規約」(36箇条、印刷冊子)²⁶⁾が『家元資料』に残っている。游泳連盟内で検討したことを示す資料としては、昭和5年7月25日消印書留葉書(差出人外山高一)で各流派代表宛に送られたと思われる次の文面に「前略 近々当地ニ於テ日本游泳連盟規約作成ノ為メ御協議致度ニ付キ左記三ヶ條ノ内何レカラ御選択ノ上本月末日迄ニ到着スル様御返事被下度…」とある。游泳連盟自身によって、36箇条の規約が作成されたのであろう。しかし、この規約を水上連盟は認めず、田畠政治の言によると「当時日本游泳連盟は東京一部の日本泳法関係者の集まりであったのでこれを全国的とするため、水上連盟と游泳連盟とは委員を選出して日本游泳連盟の組織改造に着手し、同年十月九日左の規約を制定したのである。」²⁷⁾と述べている。この時に制定したとする『日本游泳連盟規約』(20箇条)²⁸⁾は、田畠政治の記述に見ることができた。²⁹⁾

これらの両連盟の動きは、『東京日日新聞』(昭和5年6月5日、朝刊、3面)に「水上と游泳の両連盟が握手 水上競技の全日本統括団体として存在する日本水上競技連盟に対して日本古来の游法および、これに関する競技などを統括主催日本游泳連盟は過般の極東大会オープン競技各流派の出場を機会に水上競技連盟と協議の結果、全日本統括団体である水上競技連盟の『一組成団体』となることに決定した、游泳連盟が連盟役員として代表者を出すことは関東水泳協会、学生水上競技連盟等と異なることなく、理事一名、代議員五名が選ばれ代表者と同数の投票権も得ることになった。最初游泳連盟が水上競技連盟の組成一団体に加わる協議で、游泳連盟は学生水上競技連盟などと同等か、それ以上

の待遇を条件としていたので前記の如くになったので從来対立的にみられた〔二つの団体〕が統一されるようになったことは全日本水上競技の為に喜ばしいことであるが、ここに一つの問題として残るものは游泳連盟に關係のある水泳教導者について水上競技連盟がいわゆるプロフェッショナル問題を解決して行かなければならないことである。」と報道されていた。

新聞掲載の記事だけを見ると、5月末までの極東大会期間中に游泳連盟は、旧来対立関係にあった日本水上競技連盟と指導者の資格（アマチュア）問題を含みながら一加盟団体となる決定をしたようである。しかし、両連盟間でまだ契約書の交換がなされていない時期に、何故新聞記事となったのかは検討の余地がある。

3. 水上連盟への加盟拒否

游泳連盟は水上連盟と契約書まで交わしながら、結果として游泳連盟が水上連盟の傘下に加わることを拒否した。

游泳連盟側が、水上連盟への加盟意志を取り下げた時期については判然としていない。しかし、加盟拒否の理由と游泳連盟内部の事情については、観海流³⁰⁾第三代家元山田慶介による「日本游泳連盟ノ組織及加盟ニ関スル記録」から、游泳連盟の組織改編にあたっての経過状況を推察することができた。記録文章には、第9回極東選手権競技大会で公開演技に参加した日本泳法各流派代表者によって流派間の連携と組織の改善充実を目的に“日本游泳連盟”を改めて組織する機運となったことが表現されている。さらに、この機運が生じた当初では游泳連盟の役員が改編組成後の組織運営の実権を握ろうとする動きを見せたこと、それが起因して各流派代表者等は趣旨に賛同の意識があっても実質の話し合いは進められない状況の続いたことが述べられている。しかし、それらの不協和音の状況も緩和されて昭和5年8月6日に再び日本泳法流派代表者が集

まり、その後も数度会合の場が持たれた。途中、意見が百出して前途さえ危ぶまれる状況もあったが、漸く改編方向に纏まつたと記されていた。

結果的に日本泳法流派代表者は、水上連盟に加盟をしない方向で組織の改編を行う決議をしたと考える。

では、水上連盟側の田畠政治はどのような意識で、游泳連盟が水上連盟への加盟を拒否したと捉えていたのであろうか。田畠政治の次の回顧文を見てみると、「一、游泳連盟会長二荒伯は水泳連盟会長末弘博士より社会的地位が上位にあるから游泳連盟は水上連盟の下に加盟することは出来ぬ。(これは勿論二荒伯の閑知せざる処であらう。)二、昭和五年六月の契約書は組織改造前の游泳連盟がなせるもので現在の游泳連盟は名前は同じでも実質が全然異なるから現在の游泳連盟は前の契約書の責任を負はぬ。(略)依って水上連盟は運動団体の組織は会長の社会的地位に依るものではないといふ点、游泳連盟の組織を改造する事を條件として水上連盟はその加盟を承認するのであるから現在の游泳連盟が³¹⁾当然加盟すべきである。」と言っている。

2つの記述をつなぎ合わせると、游泳連盟と水上連盟との加盟契約の事実はあるが、それは組織体制として当時の游泳連盟関係者が中心となって進めたことであった。つまり、全国的規模での日本泳法組織づくりを進めることに日本泳法流派関係者は賛同したが、水上連盟への加盟は日本泳法流派代表者等の意見を反映したものではなかった。また、日本泳法流派代表者は、游泳連盟を全国的代表組織に改編することの目的に合意はできても、日本泳法と競技水泳とは認識の上において別であるとの意識が強く、水上連盟への加盟を拒否したと考えられる。

III. 全国組織となった「日本游泳連盟」

水上連盟の呼びかけで第9回極東選手権競技大会で公開演技に参加した日本泳法8流派は、同連盟の働きかけもあって游泳連盟の組織改編に賛同し、全国を代表する日本泳法団体組織“日本游泳連盟”（以下、〈游泳連盟〉と略す）を発足させた。游泳連盟と〈游泳連盟〉とは、組織上の関連から考えると両組織を切り離すことはできないが、名称は同じでも、組成において構成形態が改編されたことや新規約の制定など明らかに別の団体組織となったと捉えられる。

この改編された〈游泳連盟〉の活動は、『家元資料』によって昭和5年から昭和17年まで確認できた。但し、昭和10年～昭和13年の〈游泳連盟〉関係資料は見あたっていない。

以下、〈游泳連盟〉の発足と規定による組織と活動について探ってみる。

1. 〈游泳連盟〉の発足

〈游泳連盟〉は、昭和5年11月3日発会式を開き、新たなスタートを切った。『要録』には、「沿革一覧 …十二、昭和五年十一月三日、從來ノ組織ヲ改善シ内容ヲ充実シ、明治神宮プールニ於テ明治神宮鎮座十周年奉祝体育大会ノ日本游法演武及日本游法競技ヲ奉納ス。」(p.2)とあり、先出の観海流家元山田慶介による記述「日本游泳連盟ノ組織及加盟ニ関スル記録」には、次のような発足式典における具体的な状況を見ることができた。

「○日本游泳連盟ノ発会式

昭和五年十一月三日午後六時京橋第一相互ビルディング楼上東洋軒ニ於テ日本游泳連盟発会式挙行セラレ當流山田家元、鈴木、柘原兩師範、萩山氏定、加藤凱久ノ五名臨席

医学博士千葉真一座長席ニ着席開会本連盟ノ成立ニ至リタル経過及規約案ニ付

キ遂條協議ヲ遂ケ一同異議ナク之ヲ決定次テ規約ニ基キ会長トシテ伯爵二荒芳徳氏³²⁾ヲ推戴シタキ旨諮ル所アリ、一同之ヲ承認…」

式典場所や観海流の式典参加者、規約の決定、会長として旧游泳連盟の会長³³⁾でもあった二荒芳徳が就任したことが窺えた。

この発会式当日には、『要録』の記述に示された明治神宮鎮座十周年を期しての日本游泳演武及日本游泳競技も行なわれた。『家元資料』には、「明治神宮鎮座十周年記念日本武道形奉納会記録」と『昭和五年十一月 日本游泳各流派沿革及游泳解説補記』という小冊子、『明治神宮鎮座十週年奉祝武道形大会日本游泳部』³⁴⁾と標題が印刷されたプログラム³⁵⁾も残されている。³⁶⁾

2. 規約の制定

〈游泳連盟〉の規約で最初に制定されたのが、昭和5年11月3日制定‘日本游泳連盟規約’³⁷⁾（以下、『規約』と略す、16箇条）である。この『規約』は、先にII.

2. で取り上げた昭和5年10月9日水上連盟と游泳連盟が話し合いの上制定した『日本游泳連盟規約』（20箇条）が、基本モデルとなっていた。条文中の明らかな違いは、水上連盟に加盟することが削除されていること、日本游泳の‘游泳競技の発達普及を計る’ことが加えられていること、条項数が4減少していること、条文の表現が少し変更されている点があるが、条文内容としての大きな変更は見られなかった。

その後、『規約』を組織運営上の必要から手直しを加え昭和8年5月18日付け³⁸⁾で大改正と附記して制定した‘規約’（以下、『大改正』と略す、18箇条）がある。

しかし、『要録』掲載の「日本游泳連盟規約」（pp. 3-7）では、附記として「大正十四年十月一日制定 昭和五年十一月三日改訂 昭和六年十月五日改訂」（p. 3）の記述が見られた。

「大正十四年十月一日制定」とあるが、この期日は游泳連盟の創立時を意味

している。何故、『規約』にこのような表記を加えたのであろうか。それは後述IV. 2. 3)で詳しく述べるが、明治神宮体育大会の運営に関わって游泳連盟と〈游泳連盟〉の組織が継承されている団体であることを示すことを余儀なくされた結果現れた表記であると考える。また、「昭和六年十月五日改訂」は、1流派（水任流）³⁹⁾が新たに加盟したことによる改正であった。

3. 〈游泳連盟〉の目的

〈游泳連盟〉の目的とは何であったのであろうか。

『規約』に目的として「第一章目的 第一条 本連盟ハ本邦固有ノ武道タル游泳各流ノ連絡ヲ執リ以テ日本游泳法ノ向上普及ニ資シ併セテ日本游泳競技ノ発達普及ヲ図ルヲ以テ目的トス」とある。

その後の『大改正』では「本連盟ハ本邦固有ノ武道タル游泳各流ノ連絡ヲ執リ且全国各游泳団体ノ協調ヲ図リ以テ日本游泳法ノ向上普及ニ資シ併セテ游泳競技ノ発達普及ヲ期スルヲ以テ目的トス」(第一章 第一条)との文章が付加されている。

この2つの規約とも基本的には、日本泳法の流派間で連携して普及発展に努めることを主旨としている。後者の『大改正』で付加された「全国各游泳団体ノ協調ヲ図リ」の表現は、〈游泳連盟〉が全国の水泳関係団体とも連携し我が国の水泳界に広く日本泳法を普及発展させることが目的かのように想定させるが、後述のIV. 1. 1)で示す〈游泳連盟〉と水上連盟との抗争状態によって生じてきた〈游泳連盟〉側の対抗策の一つであった。

4. 加盟流派及び組織

〈游泳連盟〉の規約において、その組織構成はどのように変化したのであろうか。

『規約』では、「第五章組織 第五条 本連盟ハ全国各流派ヲ以テ組織ス」、『大改正』では、「本連盟ハ全国各流派、全国的游泳団体及有力ナル地方的游泳団体ヲ以テ組織ス」（第五章 第五条）と変化している。

では、具体的に加盟流派数や組織がどのように変化してきたのか、以下、資料から見た年次順の加盟状況である。

- ①昭和5年11月 岩倉流、小堀流、観海流、向井流、³³⁾野島流、山ノ内流、神伝流、⁴⁰⁾水府流太田派の8流派
- ②昭和6年10月 水任流が加盟して9流派⁴¹⁾
- ③昭和8年5月 水府流水術が加盟して10流派⁴²⁾
- ④昭和12年9月 神統流が加盟して11流派及び日本体育会、日本游道研究会、⁴³⁾日本泳道研究会の3団体の加盟
- ⑤昭和15年 小池流が加盟した12流派⁴⁴⁾

最終的には、現在(財)日本水泳連盟が承認している日本泳法流派12流派のすべてが加盟している。従って〈游泳連盟〉は、当時の日本の日本泳法界を統轄した団体組織であったと言える。

5. 規約に示された活動（事業）について

規約には、〈游泳連盟〉の活動について「事業」としてその内容が示されている。

『規約』『大改正』の両規約とも第4章に、同連盟の目的を達成するための活動（事業）を示している。

『規約』では、「一、明治神宮体育大会ニ於テ日本游泳各流ノ形ノ公演及日本游泳競技大会ノ主宰ヲ受託遂行スルコト 二、毎年少クトモ一回日本游泳各流ノ形ノ公演及日本游泳競技ノ全国的大会ヲ主宰スルコト 三、其他一般游泳法ノ向上普及ニ資スル事項ヲ行フコト」とある。

『大改正』では『規約』の三項目に加えて「三、游泳ニ関スル研究会、講習会、講演会ヲ開催スルコト 四、游泳ニ関スル図書其他ヲ発行スルコト」の二項目が加えられた。

なお、『規約』の項目「三、…」は、『大改正』では「五、…」の項目として記載されている。

以下『大改正』の項目にしたがって、活動（事業）の実態について述べたい。

1) 「一、明治神宮体育大会ニ於テ日本游泳各流ノ形ノ公演及日本游泳競技大会ノ主宰ヲ受託遂行スルコト」

先に I. 2. 2) ②で触れたように水上連盟は、昭和4年6月神宮体育会からの要望もあって同会に正式加盟をした。同時に神宮体育会側は、水上連盟を全国の水泳団体を統轄する代表団体と認め、神宮大会水上競技部門を主催して運営担当することを内諾していた。

昭和4年の第5回神宮大会水上競技は第1部を游泳連盟、第2部を水上連盟が担当する形式で行われたが、昭和6年(1931)の第6回神宮大会水上競技部(10月2日～5日)では、水上連盟による単独担当となった。そして、この時〈游泳連盟〉側には、公開演技としての日本游泳法演武のみしか認められなかった。

この折りに公開演技を行った流派は10流派で、各流の游泳法公開に加えて救助法、水上打球、団体游泳が行なわれた。詳細な記録は、『要録』に「日本游泳法演武報告」(pp. 45-81)として記載されている。しかし、後述V. 1. 2)で触れるが、これ以降、〈游泳連盟〉関係者による神宮大会での日本游泳法公開演技は昭和15年頃まで行われなかつたようであり、〈游泳連盟〉が同大会を主催して運営するに至つては一度もなかつた。

2) 「二、毎年少クトモ一回日本游泳各流ノ形ノ公演及日本游泳競技ノ全国的大会ヲ主宰スルコト」

①第5回日本游泳連盟全日本大会

昭和7年(1932)〈游泳連盟〉は、同連盟主催の‘第5回日本游泳連盟全日本大会’を開催している。今大会を‘第5回’と数えたのは、游泳連盟時代の昭和4年に開催した‘第4回’大会からの回数を継続させたことが考えられる。

『規約』において「毎年少クトモ一回日本游泳競技ノ全国的大会ヲ主催スルコト」とあるが、昭和6年の第6回神宮大会で公開(模範)演技のみしか認められなかった事が、第5回日本游泳連盟全日本大会の開催の起因となった可能性もある。昭和7年6月25日付け〈游泳連盟〉より観海流家元山田慶介宛に送られた次の同大会開催の主旨及び同大会地方予選委員依頼のガリ刷り文章から開催経緯について考えてみたい。

「日本游泳連盟は昭和五年十一月其組織を改善し内容を充実して全国的に日本游泳各流派を網羅したる本邦唯一の団体と相成り候以来外に対しては日本游泳演武及競技を以て或は明治神宮鎮座十年祭奉祝大会に奉納し或は神宮体育大会に参加し内に在りては委員等協心戮力の結果として日本游泳連盟基準形游泳初等科を制定し日本游泳各流派入門の便を計りたる等我国固有の游泳術の長所を擁護すると共に総合研究の歩武を進めて着々吾連盟の使命を全うする方法を講じ居り候然る処本年も漸く夏季に入り游泳術鍛磨の好時期と相成り候に就ては当連盟規約に基き愈々来る八月廿五、六両日を期して明治神宮外苑プールに於て日本游泳各流派の形の公演及日本游泳競技の全国的大会を開催致し老巧熟練の勇士と新進気鋭の猛者を集めてその妙技の公開により多々益々我国游泳術の普及向上に資せる機会と致す事に決定致候…」⁴⁵⁾

この文章から察するところ、〈游泳連盟〉は『規約』に基づき、世間に日本游泳の游泳技術を公開することを主眼に開催を決定したことは明らかである。が、意識の上では神宮大会で日本游泳競技ができなかつた想いと水上連盟への対抗意識があつたことは想像に難くない。

「第五回日本游泳連盟全日本大会」の大会番組(競技順番)⁴⁶⁾では、「片抜手競泳

（100 m・300 m・700 m）、「横体競泳（100 m・300 m）」、「潜水競泳（50 m・25 m）」、「300 m 混合団体競泳」、「支重競技」、「游法採点競技」、「跳込法採点競技」、「水上打球」、「日本游法各流演武」が行われている。これは『要録』に収録の「日本游法競技規定 附水上打球」（pp. 13-44）に設定された競技種目であった。第3回神宮大会で採用した日本泳法競技種目と比較すると潜水競泳、片抜手競泳、水上打球（玉入を応用した球技）が加わっている。当然、水上連盟の競技種目を意識しての設定であった可能性が高い。

この大会では、地域予選が行われている。〈游泳連盟〉からの委嘱で、観海流⁴⁷⁾主管による伊勢地方予選会が行われた記録が残っている。

②第6回日本游泳連盟全日本大会以降について

翌、昭和8年（1933）の競技大会は、9月9日・10日の日程で行われた。しかし、『家元資料』では、大会回数が、「第6回全日本游泳大会」とする資料と「第7回全日本游泳大会」とする資料が見られた。⁴⁸⁾

‘第6回’とする方は同年9月に送付された「第六回日本游泳大会」の招待券において、‘第7回’とする方は同年7月記付の「第七回全日本游泳大会開催の件」という大会要項に見られた。先に述べたように、昭和7年を‘第5回’としたのであるから、大会回数の順次からは‘第6回’が妥当であると考えられる。⁴⁹⁾なお、同大会に関する新聞記事では、第6回大会と報道されていた。

さて、第7回という数え方がどこから出てきたのであろうか。後述IV. 2. 4.) で触れるが、同年10月8日に行う予定であった〈游泳連盟〉主催「第七回全日本游泳選士権大会」を‘第7回’と数えたことからなのであろうか。さらに、昭和9年の8月25日・26日両日開催の「第八回日本游泳競技大会参加要項」の‘第8回’に従うならば、昭和8年までに‘第7回’を数えたということなのであろうか。

同大会の最終開催は、『家元資料』で見る限り昭和16年8月記付「第十四回日

本游泳大会」⁵¹⁾まで確認できた。昭和16年（1941）を‘第14回’とするとまた大会回数が合わない。仮に昭和7年を‘第6回’とし昭和8年を‘第7回’と数えて、その後毎年開催されたのであれば昭和16年は‘第15回’となるはずである。この件に関しては、今のところ解明できていない。

とまれ、最終と思われる第14回大会の「開催案内書」記載の競技種目では、‘横体競泳’‘平体競泳’‘潜水競泳’‘泳行手榴弾投競技’‘梯子運搬団体競泳’‘混合団体競泳（平体、横体、抜手）’‘障害物競泳’が見られた。先に挙げた第5回の競技種目から比べると内容が大きく変化し、戦時体制下を反映した軍事訓練的競技が採用されている。

3) 「三、游泳ニ関スル研究会、講習会、講演会ヲ開催スルコト」

『大改正』で、研究会、講習会、公演会開催が活動項目に加えられている。

〈游泳連盟〉主催の講習会について、判明していることがある。

〈游泳連盟〉主催の講習会は、『大改正』が制定される前年の昭和7年に行われている。

〈游泳連盟〉が作成した昭和8年5月記付『贊助員募集に付いて』と題する印刷物がある。その「沿革一覧」に「昭和七年二月本連盟ニ於テ日本游法基準形游泳法ヲ制定ス」「昭和七年七月十一日ヨリ十六日迄六日間芝プールニ於テ第一回本連盟基準形游泳法講習会ヲ開催ス」との記述が見られる。

この〈游泳連盟〉の動きは、当時の水上連盟の動向に誘発された可能性がある。

水上連盟機関誌『水泳』に掲載した石本巳四雄による「標準泳法に就て」の記述では、昭和6年秋に「委員によって、実用を主とした標準となるべき泳法の選定が行われ、その定義解説が施されたのだった。」とある。⁵³⁾翌、昭和7年に水上連盟は、“水泳指導者講習会”を独自に開始し、『水泳指導要項』⁵⁴⁾を刊行している。⁵⁵⁾

『水泳指導要項』の文中において次のような水上連盟側の表現が示されていた。

「標準泳法について …爾來星霜移り、水泳は体育上、護身状に資する処多きを理由として其の普及の宣伝されると同時に、競技を中心とした水泳の勃興も自ら促進される時機が到来したのである。従って今日の水泳は競技として極めて迅速を貴ぶ泳法、背泳、平泳、或いは水球に応用すべき泳法の外、凡そ吾等が水中に動作として必要なる泳法の総括的存在が要求されて居る現状である。各流派における伝統的水泳の固守さるる事は一面において喜ぶべき事実であるが、他面においては現状に即したる水泳の習得は万人の熱望する対象となって居る。」(pp. 3-4)

この表現中、殊に「競技を中心とした水泳の勃興」や「現状に即したる水泳の習得」などの表現に対して、〈游泳連盟〉は水上連盟への対抗的な意識から、『要録』に収録されている「日本游法基準形游泳法及跳込法」(pp. 15-27)を制定し、講習会を開催するに至った可能性が考えられる。

〈游泳連盟〉主催の講習会を実施する計画を示す資料として、昭和7年6月記付の同連盟会長二荒芳徳の名で発表された「日本游泳連盟主催 日本游泳術講習会開催の趣旨」及び「講習会要項」(共にガリ刷り)⁵⁶⁾がある。

この講習会開催の趣旨において「…然るに昨今動とすれば外来のスポーツ形式を有する競技にのみ囚われ日本游泳道本来の目的を没却するこの頃に多きを加へつつあるは邦家の為の寒心に堪えざるところであります。爰に於てか本連盟は標記の講習会を開催することとなったのであります。」と記述している。

水上連盟の考え方と〈游泳連盟〉の表現を見比べると、より鮮明に対抗意識が窺える。

「講習会要項」には、講習期日が7月7日より13日までの7日間、募集対象は20歳以上の水泳に心得のある男子100名、講習内容は「講習科目 本連盟日本

游法基準形游泳法、跳込法及競法其他」として具体的には「平体游法」「横体游法」「立体游法」「潜泳」「跳込法」「競技法」「監督法、救助法及蘇生法等」「各流派高等游泳術」が挙げられていた。

ただ、この「日本游泳連盟主催 日本游泳術講習会開催の趣旨」及び「講習会要項」は案文の段階であったと思われる。実際の講習は、後述IV. 2. 2)で取り挙げる『賛助員募集に付いて』(前出52)、p. 9)に記載の昭和7年7月11日から16日までの6日間、芝公園プールにて「第一回本連盟基準形游泳法講習会」として開催されたと推察する。現在のところ、この講習会が行われた実際の記録や講習生名簿等は未見である。また、昭和8年以降にもこのような講習会を開催したかどうかも不明である。

なお、〈游泳連盟〉が、研究会や講演会を行ったことについては全く判明していない。一方、水上連盟は、昭和8年に“水泳史研究会”⁵⁷⁾を発足させている。

4) 「四、游泳ニ関スル図書其他ヲ発行スルコト」

〈游泳連盟〉が発行した図書に関しては、『要録』以外未見である。

5) 「五、其他一般游泳法ノ向上普及ニ資スル事項ヲ行フコト」

具体的な活動は判明していない。

IV. 〈游泳連盟〉と水上連盟との抗争

昭和5年に〈游泳連盟〉が発足する過程で、水上連盟への加盟を一旦承諾して契約書まで交わしたにも関わらず、結果的には加盟を拒否した形となってしまった。その波紋は、昭和8年の第7回神宮大会水上競技部門に〈游泳連盟〉が参加することを拒否される事態へと発展していった。

1. 〈游泳連盟〉の神宮大会水上競技部門参加への拒否

水上連盟側から捉えた拒否の状況について考えてみたい。

1) 第7回神宮大会水上競技部門への〈游泳連盟〉に対する参加拒否理由

拒否理由には、〈游泳連盟〉が水上連盟に加盟するか否かの問題が背景にあった。

この様相と経過を田畠政治の回想から覗いてみたい。（〔 〕内、田畠政治記述）⁵⁸⁾

水上連盟は、昭和5年以降〈游泳連盟〉に対して、同連盟へ加盟するよう1年余り勧めてきた。実態は、勧めてきたと言うよりは求めてきたとするのが妥当な様相だったようで〔游泳連盟が、どうしても水上競技連盟に加盟しないと云ふならば、水上連盟としては、游泳連盟は本邦固有の游泳各流の団結たる武道団体であって、運動競技団にあらずと認める外はない。と返事をした。それ以後も水上競技連盟は日本に於ける競技者の大半を有する全國学生競技連盟と同等の待遇をするとまで誠意を披瀝して加盟をすゝめたが、游泳連盟は加盟手続をとらないのである。游泳連盟が加盟しないと云っても日本水泳界の大した問題でもない…〕とその姿勢が窺える。そして進展しないこの状況に対して水上連盟は〔斯の如く何等誠意を認めることの出来ぬ游泳連盟と交渉を続けることの全く無意義であることを体験し昭和六年四月の学士会館に於ける会見を最後に積極的交渉を打ち切ったのである。〕と遂に決断を下したのであった。つまり、〈游泳連盟〉の加盟問題が水上連盟との絶縁の事態へと至ったことが述べられている。この時点で、既に水上連盟を日本の水上競技統轄代表団体と認めていた神宮体育会は、水上連盟の態度を受け止めて〔游泳連盟の行動に対し神宮体育会としては昨年（昭和7年）十一月一日の評議委員会で游泳連盟の加盟申込みはこれを否決すると同時に今後明治神宮の名を冠して体育大会、競技大会、奉祝大会等を行ふことは明治神宮体育会創設の主旨に反し、体育競技統制上尠ら支障を来たす為、かかる競技会は本会及び関係官庁に於て厳重にとりしま

ると共に、この種の競技会は明治神宮体育会の諒解得るにあらざれば挙行し得ざることに決議したのである。この評議委員会の席には文部省、内務省、陸軍省、海軍省、東京府、東京市、明治神宮、神宮外苑監理署の各代表者も列席して、これに賛成の決議をしたのである。その上、平沼副会長、岩原総務委員はこの決議をもたらし神宮宮司、監理署長を訪問して諒解を得た結果この種の競技会には神宮外苑の使用は許可せざることに決定したのである。] (括弧内筆者) と議事決定を下したことを述べている。

最終的に〈游泳連盟〉は、水上連盟への加盟拒否に端を発して、水上連盟には断絶され、神宮体育会からは同会への加盟申込の拒否決議がなされ、神宮大会への参加は当然認められない状況となり、〈游泳連盟〉自身が神宮外苑プールを使用して行う競技会にまで制限が加えられることにまで発展してしまった。

2) 水上連盟の日本泳法に対する考え方

水上連盟は、〈游泳連盟〉との関わりを遮断する決議をしているが、日本泳法流派の存在や活動を否定してきた訳ではない。

当時の水上連盟関係者の多くが日本泳法修得者であり、競泳界で活躍する選手にも日本泳法を学び経験した者が多く存在したことが推測できる。その意味では、水上連盟は日本泳法及び流派に対して充分に尊重の念を持ち、その普及・発展に協力する姿勢さえ持っていたと考えられる。

田畠政治の記述では「水上競技連盟は流派游泳に対し、之を圧迫したことは未だ曾て一度も無きのみならず、之が研究、保存、発達には物質上にも、精神上にも援助を惜しまなかつた。…極東選手権大会の主催団体たる大日本体育協会は、陸上、水上、庭球、籠球、排球、野球等選手権種目の選手並びに役員には、旅費を支給するが、武道遊泳の演武、体操のマスゲーム等はデモンストレーションの名の下に一括し、出場者にも役員にも一切、旅費も滞在費も支給しないことに決定したのである。当時、物質的に困窮していた水上競技連盟は、

武道游泳演武諸氏の旅費滞在費の捻出方法につき協議した結果、地方より上京した水上競技役員の旅費を総べて水上競技連盟に寄附せしめ、これを以て、武道游泳諸氏の旅費並に滞在費に充てることに決定したのである。⁵⁹⁾」とその想いを語っている。その想いとは、水上連盟は日本泳法への支援の気持ちや先出の第9回極東選手権競技大会での日本泳法流派公開演技に対して旅費及び滞在費の支給をしてきたことに現れていると言うのである。

さらに田畠政治の記述には、「現在の游泳連盟の生みの親は実に水上競技連盟ではないか。以上の如く水上競技連盟は、武道としての日本游泳の研究、保存発達を目的として、水上競技連盟の日本游泳に関する部門を担当して貰ふ為に、当時の水上競技連盟としては、むしろ不当と言はれる程の物質的負担をしてまで、八流連盟を組織し、且、八流連盟と旧游泳連盟との問題も解決して現在の游泳連盟を組織したのである。又、神宮競技は運動競技又は体育競技を明治神宮に奉納する為の行事であることはその創立の歴史に鑑み、明らかであるが、それだからだと云って水上競技連盟は武道としての日本游泳の奉納を阻止せんとする意向なきのみならず神宮水上競技大会にも極東選手権大会の時と同様演武をなし、然も、その世話は游泳連盟にお願ひしやうとまでしたのである。⁶⁰⁾」と〈游泳連盟〉が組織できたのは水上連盟の支援や助言などのお陰であって、いわば水上連盟が〈游泳連盟〉の生みの親とまで表現している。要は、田畠政治の発言からは、水上連盟は日本泳法及び流派に対して好意的に接し、協力も惜しまなかつたと言うのである。

昭和8年の第7回神宮大会では、水上連盟役員等が日本泳法の公開演技を行い、同年10月に同連盟内に日本泳法の文献収集とその整理編纂を目的として“水泳史研究会”を発足させている。⁶¹⁾これも、水上連盟側の日本泳法を尊重する気持ちの事例として受け止められる出来事である。⁶²⁾

これらの点から推察すると、水上連盟側によって第7回神宮大会水上競技部

門への〈游泳連盟〉の参加拒否へと至った要因は、日本泳法流派に問題があったのではなく〈游泳連盟〉の組織としての姿勢に問題があると水上連盟が捉えていたからであった。

2. 〈游泳連盟〉の抵抗

昭和8年の第7回神宮大会水上競技への〈游泳連盟〉の出場を一切認められない状況となっていく中、〈游泳連盟〉は自力で神宮大会水上競技部門で日本泳法部門が運営担当できるように積極的な働きかけを展開する。結果的には、第7回神宮大会参加への道は閉ざされてしまったが、以下、明らかに問題を打開するための対抗処置と捉えられる1)～5)の事柄を取り上げた。

1) 規約の改正

組織として対抗するために規約の改正を実施した。

〈游泳連盟〉は、昭和8年5月18日に『規約』を改正し、『大改正』を施行している。

『大改正』において『規約』と比べて最も大きな改正点は、加盟組織の構成にあった。

『規約』では、組織を全国の日本泳法各流派による構成と規定していたが、『大改正』では「本連盟ハ全国各流派、全国的游泳団体及有力ナル地方的游泳団体ヲ以テ組織ス」と組織構成の対象を全国・地方の游泳団体にまで拡げている。

何故、この『規約』の改正がなされたのであろうか。

神宮体育会は、水上連盟を日本水上競技関係の代表統轄団体と認めていた。〈游泳連盟〉がこれに対抗するには、日本全国・地方の水泳関係団体と組織連携することで、水上連盟と同等の組織力と内容を持つ団体であると神宮体育会に認めさせたかったからではないだろうか。

この〈游泳連盟〉の規約改正に対して日本泳法流派がすべて賛同した訳ではなかった。⁶³⁾『規約』改正の過程について観海流の例から触れておきたい。

〈游泳連盟〉は、昭和8年2月16日付けで、各流代表者に『規約』改正案を送り意見を求めている。

この改正案に対して観海流家元山田慶介は、答申書を2月21日付けで作成し回送している。その文中で

「本連盟ガ日本游法ノミナラズ進ンデ水上競技ノ方面ニマデ進ンデ行クノデハナイカヲ疑フモノデアリマス…吾ラ日本游法タルト水上競技タルトヲ問ワズ一般水泳界ノ向上発展ヲ望ム心持コソアレ今更対水上競技連盟関係ヲ悪化セシムルカ如キハ決シテ策ヲ得タモノデナイト思ヒマス…」と同連盟の競技指向的な方向に進むことを疑わせる表現は水上連盟との関係悪化を導く懸念があるなど野紙3枚半に綴っている。家元山田慶介は組織構成の点も意識はしたが、殊に案文の目的において游泳競技という言葉のイメージ強調に違和感を持った。その後、4月7日付けで游泳連盟より、山田慶介の改正案に対する答申書を受け取ったこと、草案については各方面の意見も聞き審議中であること、審議の進展は流派選出代表委員よりその都度報告のある旨の文面が送付されている。続いて4月12日消印で観海流在京代表委員の荻山氏定より山田慶介宛に、改正案に対する理解を求める旨の書簡が届いている。この中で荻山氏定は、神宮大会に関して水上連盟とあまりにも交渉が成り立たない状況に〈游泳連盟〉側は悟って、やがては〈游泳連盟〉側に水上連盟が合体する折もあるであろうとの遠大な気持ちで進むことにして今回の改正は従来通りの日本泳法各流派を根本として従来の意図を踏み外すものではない、という旨の説明をしている。荻山氏定の説明を受けてもなお疑惑が残った家元山田慶介は、〈游泳連盟〉加盟の山内流代表者志村弘に4月22日付け書簡で改正案に対する意見を聞いていた。このとき山田慶介は、〈游泳連盟〉脱退も視野に入れていたようで、「脱退届」が残っ

ている。

規約改正案に対してこのように感じたのは、山田慶介だけではなかった。田畠政治が〈游泳連盟〉の内部で競技化を企て進める人たちに対して「この企てに反対するものは、水府流二流と観海流だけである」と述べているが、規約改正に対して全面的に賛同できなかつた流派の代表者は他にもあつた筈である。⁶⁵⁾

昭和8年5月3日付で〈游泳連盟〉は、各日本泳法流派代表者宛に昭和8年5月18日改正案を協議し決定するための書面を送っている。結局、『大改正』は、〈游泳連盟〉案のまま同年5月18日議決されたのであった。『大改正』に記載の加盟流派名から見て、脱退流派もなかつたことが明らかである。観海流も加盟流派も自流の立場や日本泳法全体の先行きを考えて、神宮大会に対する〈游泳連盟〉の動きに足並みを合わせざるをえなかつたのが実情であろう。⁶⁶⁾

2) 賛助員の募集

〈游泳連盟〉は、規約の改正を図るとともに、〈游泳連盟〉への賛同者、同時に活動資金の調達を考えて、昭和8年5月『賛助会員募集に付て』という要項を公示した。この賛助員募集も水上連盟に対抗するための手段であったと考える。それは、次の募集要項の趣旨説明文章から読み取ることができる。⁶⁷⁾

「第十回國際オリンピック競技大会ニ於テ我游泳選手ガ非常ナル好成績ヲ挙ゲロスアンゼルスノ空高ク我日章旗ヲ輝カシタノハ日本國民ノ欣快トスル処デ之ヲ前回前々回等ノ大会ノ成績ニ比スルトキハ誠ニ隔世ノ感ガアリマス、短時日ノ間ニ斯クノ如キ長足ノ進歩ヲ為シタ事ハ世界ノ驚異トナツタ居リマスカ吾人ノ眼カラ見レバ別ニ不思議ハナイノデアリマシテ我等ニハ古来ヨリ伝ハル固有ノ游泳法ガアリ之ヲ競技ニ工夫応用シタ結果デアリマス」(pp. 2-3)と、〈游泳連盟〉側の意識では、競泳界における日本の活躍も、すべて伝統的な日本泳法における泳法の応用による活躍にすぎないと捉えていたのであった。

先に挙げた、荻山氏定が家元山田慶介に出した書簡文中には、水上連盟が〈游

泳連盟〉と「やがては合体する折もあらん」と説いた言葉があった。

この 2 つを繋ぎ合わせると、我が国の競泳の活躍も日本泳法が基礎にあったからであって、〈游泳連盟〉の方が水上連盟の上位の存在であり、日本の水泳界を統括するに相応しい代表団体ではないかとの認識を提示することで、広く社会にも賛意・協力を得ようとしたことが窺える。

3) 〈游泳連盟〉が行った神宮体育会との交渉

〈游泳連盟〉は、神宮大会への参加要望を神宮体育会に直接交渉する方法を試みている。⁶⁸⁾

先ず、〈游泳連盟〉は、神宮体育会と交渉する前に次のような事前説明を関係者に試みている。

昭和 8 年 7 月 〈游泳連盟〉から第 7 回神宮大会に関わっての水上連盟との交渉経過及び〈游泳連盟〉側意見を文面にして各流派等に送付。

同年 8 月 5 日 神宮体育会総務委員評議員等の個人に対して水上連盟との交渉経過及び〈游泳連盟〉側の現在における考え方について文章を送付。

その上で、昭和 8 年 9 月 1 日から直接神宮体育会へ上申書を送り、回答を求ることを開始した。

以下、〈游泳連盟〉と神宮体育会との文面によるやり取りの状況である。(括弧内要旨)

昭和 8 年 9 月 1 日 〈游泳連盟〉から神宮体育会宛上申書

(来る 10 月 8 日開催の第 7 回神宮大会水上競技において第 5 回の時のように第 1 部を〈游泳連盟〉担当に回復してもらいたい旨の要求とその際の大会要項を文面化している。)

7 日 神宮体育会から 〈游泳連盟〉宛回答書

（体育会は〈游泳連盟〉の要求に不承知、水上連盟と協議する
ように回答）

18日 〈游泳連盟〉から神宮体育会宛上申書

（水上連盟が不承知であることを知っている筈であるのだから
神宮体育会が直接参加を認める形態にしてもらいたい。）

22日 神宮体育会から〈游泳連盟〉宛回答書

（不承知との回答）

10月3日 〈游泳連盟〉から神宮体育会宛上申書

（神宮体育会の事情は承知したが、〈游泳連盟〉主催で明治神
宮奉納大会と兼ねて「第七回全日本游泳選士権大会」開催を
承諾願いたい。第3回第4回の神宮体育大会の水上競技部門
を運営担当した游泳連盟と現在の〈游泳連盟〉とは同一組織
であって旧組織を拡大したのみであることを承知願いたい。）

4日 神宮体育会から〈游泳連盟〉宛回答書

（10月7日に文部省体育課内事務所にて懇談したい。）

以上であるが、9月22日の回答書から〈游泳連盟〉が神宮大会への参加がこれ以上交渉しても無駄であると悟ったようである。そこで、遂に上申書において〈游泳連盟〉は、神宮大会の運営担当において嘗て第3回第4回神宮大会で水上競技の運営を担当した游泳連盟とは同一組織であると言い出した。それは、神宮大会の運営担当は無理としても、その組織が行う明治神宮奉納大会の名称や明治神宮プールの使用は認められてしかるべきであろうとの問い合わせであった。しかし、神宮体育会は〈游泳連盟〉の申出を認めることはなかった。当然、次にあげる〈游泳連盟〉主催「第七回全日本游泳選士権大会」の開催も、先出IV. 1. 1) の神宮体育会及び水上連盟の決議から考へるならば当然承認を得られることではなかった。

4) 「第七回全日本游泳選士権大会挙行声明書」の公表

〈游泳連盟〉からすれば、神宮体育会の対応には不条理を感じていたことであろう。そこで、埒の明かない現状打開の方法として、神宮奉納も兼ねた「第七回全日本游泳選士権大会」を来る昭和8年10月8日に決行する計画を立てたようである。〈游泳連盟〉側は、社会的反響も目論んで同大会について昭和8年⁶⁹⁾9月21日記付「第七回全日本游泳選士権大会挙行声明書」を公示した。内容としては、神宮大会と水上連盟との関わりや過去の〈游泳連盟〉との関わり、連盟間の交渉状況などが述べられ、文面からは、神宮体育会を強く意識（非難）していると受け取れる次の表現も見られた。

「神宮体育会ニ直接交渉シタルニ同会ヨリ「貴連盟ニ於テ水上競技連盟ト協議スベシ直接ニハ承認致難シ」ト回答アリタルガ右ハ不可能事ヲ強ユルモノニシテ回答トシテ全然意味ヲナサズ結局神宮体育会ニ対シ如斯忠実ナル歴史ヲ有シ武道タル游泳各流派ヲ全國的ニ網羅シタル當連盟ガ今期水上大会ニ参加不可能トナリ如斯不信ノ経歴アル水上競技連盟ノ単独担当ニ委セラルムガ如キハ常識ノ到底承認シ得ザル奇怪至極ノ処置ナリトス依テ当連盟ハ更ニ明治神宮体育会ノ反省ヲ促シ右經緯ヲ社会ニ公表シテ一般与論ニ訴フルト共ニ来ル十月八日ヲ期シ明治神宮奉納ノ趣旨ヲ以テ外苑游泳場ニ於テ別記ノ通り第七回全日本游泳選士権大会ヲ開催スルモノナリ」

次の項目5)で取り上げる昭和8年9月23日付けの新聞記事に、この声明書が9月22日に発表されたとあった。

5) 新聞記事となった抗争

〈游泳連盟〉は、自分たちの立場を優位に導く手段として、新聞報道を利用して世間に訴えようとした。

〈游泳連盟〉が採った作戦は、昭和8年9月下旬頃荻山氏定より山田慶介宛に差し出された次の書簡（以下、『荻山書簡』と略す）文章に見られた。⁷⁰⁾

「其の第一歩として今月二十日夜都下新聞社八社（日日朝日時事読売報知、国民毎夕都）と新聞連合通信社日本電報通信社の運動部主任と水泳部担当記者の二人宛十組を丸の内会館に千葉氏の出資により招待し我が連盟の立場を表明して新聞に書かせ関係者の世論を引起こし合せて新聞社に正しき見解を与へ連盟に対する声援を得んとしたのです。…朝日国民は欠席他は殆ど出席成富の雄弁はよく皆に理解させた由です。」

〈游泳連盟〉の要請に応じたと考えられる新聞記事は、昭和8年9月23日付け朝刊4紙に見ることができた。以下、新聞社名と記事見出しである。

報知新聞（東京市内版）3面「游泳連盟単独で神宮に大会 水上連盟と手を切る」

読売新聞 5面「游泳連盟だけで別個の神宮水上 水上連盟との確執解けず」

都新聞 13面「游泳連盟が神宮大会不参加 水上連盟との確執から」

国民新聞 6面「日本游泳連盟 神宮奉納全日本選手権大会開催」

これらの記事の内容要旨は、①一般の人々が、10月27日より開催される第7回神宮大会に〈游泳連盟〉の参加しないことを不審に思っていること、②〈游泳連盟〉が9月22日に、同連盟独自で10月8日に神宮奉納大会を行うことと神宮体育会に反省を促す決議声明文を発表したこと、の2点に絞れるものであった。

一方、同日の新聞記事で水上連盟側の理事会決定記事も以下の2紙に掲載されていた。

以下、新聞社名と記事見出しと要旨（括弧内）である。

読売新聞 5面「水上連盟理事会 水上の新人制度廃止と決まる（略）
游泳連盟の大会を認めず」

（〈游泳連盟〉の第7回神宮体育大会への参加申請は許可しない旨、〈游泳連盟〉が開催する10月8日の神宮奉納大会を認めない。）

東京朝日新聞 3面「新人制撤廃 日本游泳連盟競技は認めず 水上連盟理

事会で」

（〈游泳連盟〉が開催する10月8日の神宮奉納大会を認めない。）

この水上連盟の理事会決議に対抗しての昭和8年9月26日付の『東京朝日新聞』（朝刊、3面）に「神宮水上大会」なる投稿記事が載った。

これは〈游泳連盟〉の成富信夫が、先の『荻山書簡』に示された新聞社の記者招待で当日欠席した『東京朝日新聞』に、〈游泳連盟〉側の立場から神宮大会参加拒否に関わって水上連盟を非難して投稿したものであった。⁷¹⁾

この投稿記事に対して田畠政治は、昭和8年9月28日付『東京朝日新聞』（朝刊、3面）の投稿欄に「本来に帰れ」と題して、過去の水上連盟と〈游泳連盟〉との関係から今回の騒動の起因が〈游泳連盟〉にあるとの反駁文を水上連盟を代表して載せている。

さらに、〈游泳連盟〉と水上連盟との確執を取り上げた、2件の新聞の切り抜き記事が『家元資料』に残っていた。⁷²⁾

①昭和8年10月16日付「西洋游泳法偏重の結果 明治神宮水上競技に暗影 日本古式泳法宗家結束して抗争 武士道精神の没却か」

②「武道游泳法の否定は出来ぬ 日本游泳連盟談」

この2件の新聞記事において、①では新聞社名・朝夕刊・紙面不詳、②では記事見出しだけで期日・新聞紙名等不詳である。また、掲載された経緯についても不明である。

〈游泳連盟〉は、以上のような新聞攻勢を行ったが、結果的には両連盟組織間の対立・拒絶状態は変化せず、寧ろ世間に確執の状況を表沙汰にしただけで終わってしまった。

V. 〈游泳連盟〉の態勢変化と解散

〈游泳連盟〉と日本水上連盟との対立関係は、昭和8年以降も継続したことが考えられる。しかし、水泳界における社会的な勢力は、圧倒的に水上連盟優位の時代であった。

1. 〈游泳連盟〉内の水上連盟加盟への動き

1) 内部の動搖

〈游泳連盟〉と水上連盟が加盟問題から対立関係に発展した経緯があったが、〈游泳連盟〉の姿勢に変化の生じたことを示す資料がある。

昭和14年8月3日消印、柘植清一（観海流の〈游泳連盟〉在京委員）から垂髪猛雄（観海流師範）宛書簡文中に「水上連盟と加併の件各流の意見をまとめたまで未だ具体的には進捗致して居りません。近々には実現する事と存じます」とある。明らかに水上連盟への加盟について〈游泳連盟〉内で検討され、両連盟の対立距離の縮まったことが推測できる文章である。⁷³⁾

その一方、昭和14年9月19日付けで〈游泳連盟〉が加盟流派に対して水上連盟役員から個人的に同年9月開催の第10回明治神宮国民体育大会の日本泳法演武出場の依頼があっても応じないことを要請した文章が残されていた。⁷⁴⁾

いずれにしても、水上連盟と〈游泳連盟〉の意識上の距離感が縮まったことを窺い知ることができる。このような動きの背景として、一つは〈游泳連盟〉の一部役員以外の日本泳法流派関係者が水上連盟自身を強く敵対視していなかったこと、もう一つは〈游泳連盟〉が第10回神宮大会（第10回明治神宮国民体育大会）水泳競技参加を拒否したが同大会から神宮体育会（民間）から政府（厚生省）⁷⁵⁾が主催する競技会となったことが考えられる。

なお、第10回神宮大会に日本泳法流派が参加したかどうかは不明である。

2) 水上連盟主催の競技会参加について

水上連盟と日本泳法各流派との深まる関係に、〈游泳連盟〉自身の組織態勢にも明らかな変化が生じてきた。

昭和15年2月29日〈游泳連盟〉「在京役員會議案」⁷⁶⁾には「昭和十五年度事業ニ
関スル件　イ、日本水上競技連盟、熱海市主催初島熱海間団体競泳参加ノ件
(七月廿八日挙行)　ロ、第拾四回大会開催ニ関スル件(於大阪甲子園)　ハ、政
府主催皇紀二千六百年記念体育大会参加ノ件」とあった。

〈游泳連盟〉に水上連盟から、水上連盟が主催する競技会への参加が打診されたのであろう。その参加について協議をしたことが分かる。

前述したように、昭和6年に〈游泳連盟〉は水上連盟に加盟問題から絶縁され、昭和8年に神宮大会の参加を神宮体育会から拒否されている。しかし、昭和14年に水上連盟が〈游泳連盟〉役員に対して神宮大会への参加を交渉してきたこと、そして昭和15年の水上連盟主催競技への参加の打診があった。これまでの経緯はあったが、水上連盟側から〈游泳連盟〉に歩み寄ってきたこと、神宮大会を主催してきた神宮体育会が消滅し政府主催となったことが〈游泳連盟〉側にとっては好機を得たと判断したのであろう。結果としては、水上連盟の要請を〈游泳連盟〉は受け入れている。

〈游泳連盟〉が受け入れたことは、水上連盟が昭和15年9月10日記付で発令した第11回神宮大会(政府主催皇紀二千六百年記念体育大会)水上競技部役員の依頼状⁷⁷⁾から明らかであり、同大会に日本泳法流派が参加したことが水上連盟の機関誌『水泳』⁷⁸⁾に「紀元二千六百年奉祝 第十一回明治神宮国民体育大会」と題する詳細な記述の掲載からも明らかである。

同大会は昭和15年9月21日から23日の間開催され、22日は水府流、野島流、水任流、観海流、23日は小池流、向井流、神伝流が公開演技を行っている。

なお、〈游泳連盟〉自身でも「紀元二千六百年奉祝日本游泳全国大会」を行っ

79)

たことが『家元資料』の「紀元二千六百年奉祝日本游泳全国大会決算報告」から窺うことができた。同大会開催は、8月25日頃から行われ会場は東京であったと推察する。会場を東京と推察したのは、同報告「支出の部」で大会役員に対する旅費として8月25日岩倉流、小池流、津山神伝流、神統流、山ノ内流、觀海流に支払われた記載がありながら関東の流派名がなかったことからである。

2. 〈游泳連盟〉の解散

1) 二荒会長による解散

昭和15年の〈游泳連盟〉と水上連盟との関わりで明らかのように、両連盟は加盟問題及び対立的な関係がほぼ改善される方向に動き始めた。折しもそんな時期に、機関紙『水泳』は、昭和15年11月6日「連盟議事録」に「三、二荒伯⁸⁰⁾が游泳連盟を解消」との記述を掲載している。

この記述は、当時の〈游泳連盟〉会長 二荒芳徳によって〈游泳連盟〉自身が解散されたかの表現である。しかし、〈游泳連盟〉主催で昭和16年8月23日・24日開催「第十四回日本游泳大会開催に就きて」と題する要項に「游泳連盟会長 千葉真一 副会長 鈴木知志理⁸¹⁾」の会長名が見られることや「第14回日本游泳大会会計報告」が残っている。

この2件の記載事項から推測するならば、〈游泳連盟〉解散との表現は、組織態勢の変化や二荒会長が昭和14年11月に就任した日本体育会会长の職務などが重なったことから二荒会長が〈游泳連盟〉会長の職を辞しただけのことであった。〈游泳連盟〉という団体組織自体の解散ではなかったと受け止められる。

2) 解散の予定と理由

二荒会長の辞職の後、〈游泳連盟〉自ら解散を予告している資料がある。

それは昭和17年7月11日に予定された〈游泳連盟〉‘定時評議員会’の案内に見られた。その協議事項の中に「一、日本游泳連盟解散準備ニ関スル協議」と

82)

83)

いう項目と、この協議会当日の資料と思われる書類の中に「四、昭和十七年度事業計画 一、八月二十九日 於明治神宮外苑水泳場大会開催ノ件 註 本大会ハ大日本体育会水泳部ガ結成サレタル場合ハ日本游泳連盟ハ解散スル予定ニ付本連盟解散記念大会トスル。結成ニ到ラザル場合ハ例年ノ通り行フ」という記述があった。

昭和17年4月には、大日本体育協会が改組し“大日本体育会”が発足している。発足した大日本体育会の基本的な方針では「各種目別連盟や協会は解消して部会組織とし、新団体の運動部とすること」という考えが示されていたが、⁸⁴⁾大日本体育会発足当初の部会役員の中に「水泳部」は見られなかった。『水連四十年史』を見ると「(大日本) 体育会常務理事末弘巖太郎が水泳部会長になつた。⁸⁵⁾…日本水連は、解散手続きはしなかったが機能停止の状態となつた。」(括弧内筆者)とある。恐らく、発足当初は水泳部が結成されず、発足から期間を置いて結成されたのであろう。

その点から捉えると、〈游泳連盟〉評議員会が開かれた昭和17年7月11日の時点では、〈游泳連盟〉側は大日本体育会の水泳部が結成されたとの認識をもっていなかった。しかし、大日本体育会の水泳部結成は実施され、〈游泳連盟〉が解散したか水上連盟と同じく活動休止状態となった可能性は大である。当然、解散記念大会も開催できなかつたと推察する。

3. 〈游泳連盟〉と戦後の（財）日本水泳連盟との関わり

〈游泳連盟〉が戦後（昭和20年）にも組織的継続の上で存在したとの考え方がある。

“(財) 日本水泳連盟”のホームページにその見解を見ることができた。

「日本水泳連盟小史 …戦後、20年10月31日「日本水泳連盟」と名称を改めて再発足するに当り、日本遊泳連盟を傘下に加え…」⁸⁶⁾

昭和17年に組織上、〈游泳連盟〉は解散したか所謂自然消滅状態となった可能性が強い。同ホームページ記載の記述論拠は不明であるが、戦後にその組織体を傘下に加えたとする表現は実情にそぐわないと思われる。

⁸⁷⁾

当時の様子に詳しい藤田明の説に拠ると、終戦の年の秋、水泳統括団体を一日も早く再組織しようとする動きが始まり、再組織の際に一番問題になったのが日本泳法と学生競技の分野であったという。そして、「日本泳法の方は、大正十三年創始された明治神宮体育大会にからんで、日本泳法主体の日本游泳連盟との間に複雑な経緯が介在したので、活発な論議を呼んだ。結局、日本游泳連盟を吸收合併することは見送られて、新しく出発する日本水泳連盟に理解と協力を惜しまない方々に参加して貰い、普及部会（長・松沢一鶴）、海洋部会（長・小林高志）で、日本泳法の伝承と発展を期することになった。昭和二十一年の四月には、新しい陣容でスタートした。…日本泳法では、多くの重鎮が水連に参入された。⁸⁸⁾」と述べている。

藤田明は、歴史的経緯も踏まえた上で、戦後の日本水泳連盟には戦前の〈游泳連盟〉の関係者も多く加わったとしている。この説の方が、より適切な表現であると考える。

現在、戦前の〈游泳連盟〉に相当する組織機関としては、（財）日本水泳連盟内に全国の日本泳法関係者によって組織された“日本泳法委員会”が存在している。

VI. まとめ

以上、日本游泳連盟の組織像や活動の全体像について解明を試みた。その結果、大凡の全体像は、捉えることはできた。しかし、限られた資料や史料からは、部分的或いは細部において確定できない事柄が明らかになってきた。論究か

ら、得られた結論と見解は以下の通りである。

1. 競技水泳の隆盛で日本泳法の存在が薄れつつある中、東京の日本泳法関係者はその存在を知らしめ普及・発展させることを目的として游泳連盟を創設したことが推測できた。その組織は、大正14年から昭和5年まで存続していた。
2. 游泳連盟は、水泳界の競泳隆盛に対抗して日本泳法による競泳及び泳法競技を取り入れて、競技性重視の独自の大会形式を創り出した。この形式の創出は、低迷する日本泳法への関心を高めるための打開策であったと考えられる。従って、游泳連盟の主な活動は、この形式による競技大会の開催であった。
3. 昭和5年(1930)、游泳連盟が全国的組織〈游泳連盟〉に改編する動きが起つてきた。それは同年5月、水上連盟が東京で開催される第9回極東選手権競技大会で、日本泳法の公開演技を計画したことからその機会が生まれた。水上連盟の申し出を受諾した全国8流派に対して同連盟は、この機会に游泳連盟を改編して全国的組織を発足させる旨の提案をし、同時に水上連盟の傘下に加盟することを勧めた。両者は一旦加盟契約を交わすに至ったが、結局、加盟を拒否することとなった。
4. 昭和5年10月游泳連盟を全国的組織団体に改編した〈游泳連盟〉が発足した。この組織は、昭和17年(1942)まで存続していたことが確認できた。〈游泳連盟〉に加盟した流派は、最終的に全流派(12流派)⁸⁹⁾であった。〈游泳連盟〉も、游泳連盟と同様に日本泳法の公開と競技することを活動としていた。
5. 〈游泳連盟〉は、水上連盟への加盟拒否問題から組織間での対立関係を生み出した。対立は断絶となり、昭和8年には神宮大会水上競技部門を〈游泳連盟〉が運営担当することは勿論、日本泳法の公開演技をすることさえ拒絶されることになってしまった。この時〈游泳連盟〉は、結果としては功を奏するに至らなかつたが、水上連盟にも神宮体育会にも抵抗する姿勢を示した。
6. 〈游泳連盟〉と水上連盟との対立の争点は、当時の我が国を代表する水泳団

体として社会的に優位性な位置づけを求めての主張が根本にあった。しかし、両連盟間において日本泳法に対する捉え方には大きな隔たりはなかった。共通点をあげると①日本泳法を武道と捉えていた②我が国における競技水泳の発展は日本泳法という伝統的基盤がなしたものである③日本泳法は我が国独自のものでありその伝統を尊ぶべきであると考えていた。⁹⁰⁾

また、水上連盟が日本泳法流派の存在を肯定的に捉えていたことは明らかであった。

7. 〈游泳連盟〉と水上連盟の対立は、昭和14年には水上連盟から日本泳法流派代表へ、昭和15年には〈游泳連盟〉への歩み寄りが見られ対立関係は緩和されていった。結果的には、〈游泳連盟〉は最後まで水上連盟に加盟することはなく、昭和17年戦時下における体育組織の統制によって自ら解散への道を選んだ。

8. 游泳連盟並びに〈游泳連盟〉の組織と活動が創出され継続してきた背景には、日本泳法の存亡を賭けた自衛と再生復活への意識があったことは明確である。

自衛の手段としては、組織化による集団防衛であった。具体的には、地域の日本泳法代表者による団体組織を創設し、さらに全国的な団体組織を発足させた。組織を作ることで個よりは集団の力を借りて自衛を強化しようとした。

再生復活の手段としては、日本泳法に対する意識改革を計るための対応活動であった。具体的には、日本社会に日本泳法への関心を向けさせる手段として、日本泳法の公開演技だけではなく日本泳法による競泳や採点競技といった競技化を採り入れたことであった。

9. 日本の競技水泳が世界的活躍を見せた昭和初期は、日本泳法に対する国民の関心は極端に低下した。昭和7年(1932)第10回オリンピックロサンゼルス大会水泳競技で男子6種目中5種目を制した日本競泳陣の活躍後の日本泳法の状況を、石川芳雄は、「日本泳法などに興味を抱くものは曉天の星よりも少なくな

91) ってきた」とまで極言している。しかし、その後、日本泳法への関心を高める機会がなかったわけではない。中村哲夫の指摘によると「日中戦争を契機として、国民体位の向上および国民体育の振興策の下プールでの競泳が否定され、海洋での団体遠泳や実用的な泳ぎが求められ、泳ぐことあるいは泳げることが92) 国民の義務とみなされるようになってきた時期」と国家の戦時体制が進む中で実用的な泳ぎが再認識されたことが述べられている。この期、観海流において、93) 明らかに修行者の増加傾向が見られた。だが、この時期に〈游泳連盟〉の組織力が向上し、国民の日本泳法に対する関心が再燃して復活するとまでの勢いを得ることはできなかった。

VII. 今後の課題

1. 論究上の課題

本論においては、『要録』と『家元資料』を基軸として、田畠政治の証言を多用したり、主觀的な性格を持つ新聞記事や個人記録・書簡などを交叉させることで論究と考察を展開した。その結果、客觀性や史的事実の確定の上では、多くの曖昧さを残したと言える。

今後できれば、日本游泳連盟及び日本水上競技連盟自身の議事録や史料等を探り当て、再検証と細部における史実の確定を進展させる必要がある。

また、観海流ではある程度確かめられたが、“日本游泳連盟”と加盟の各流派がこの時期にどのような対応や姿勢を持っていたのかなど、側面的な事実を交えての考察を加えて全体像を捉えることが望ましいと考えている。

また、スポーツ史の視点から、日本泳法と外国泳法、他の在来スポーツと外来スポーツがどのように影響しあったのか具体的な状況を探索し比較検討することも今後の課題である。

2. 今後の日本泳法の在り方への模索

現在、日本泳法への知見を持っている人々の数は限られている。地域の無形文化財に指定を受けている日本泳法伝承地でさえも同様の状況である。日本泳法とは、それぞれの地域で経験を基に流儀を醸成させてきた伝承文化である。我が国で、日本泳法と外国泳法とが速さを競いはじめた明治30年ごろから大正初期にかけては、日本泳法の方が競技結果として優位にあった。やがて我が国の選手も徐々に日本泳法と外国泳法を交えて競うことが必要な事態となり、遂に速さを競う泳法としては外国泳法に淘汰されてしまった。その点で、戦前の水上連盟関係者が、日本泳法の本来は、武道として技術の鍛錬や精神の修養が重要であり、速く泳ぐことでも美しく見せることでもなく実用性にあると述べたことは本質を言い得ている。〈游泳連盟〉自身でも、⁹⁴⁾ そのような見解を示した文章を公表したことがある。日本泳法の伝承は、今なおその実用性などにおいて有益な面を有している。しかも、世界でも比類すべき例のないおよぎの伝承文化である。しかし、今日、日本社会は戦前以上にスポーツへの関心が高く、プールの普及や自然環境の条件が変化してきている。また、多くの水泳指導現場では外国泳法（競技水泳）を主体とする指導課程が一般的であり、日本泳法流派の教場にあっても基礎泳力養成の段階では外国泳法のみの所もある。これらの状況は、日本泳法への深い関心を生み出せない要因の一つになっている。当然のことながら、戦前の“日本游泳連盟”的存続した時代よりも、日本泳法への関心がさらに低下していると考えるべき現状である。

“日本游泳連盟”が打開策として創出した日本泳法による競泳や採点競技は、現在も日本泳法委員会の手によって進行形で実施されている。同委員会は、他方日本泳法研究会を開催し関係資料の収集や他流派間の理解の深化などにも努力をしてきた。また、日本泳法各流派自身でも各自で保存・普及・発展への試案を廻らし実施してきている。が、今日の日本泳法の状況と今後の存続・普及・

発展を考えた場合、更なる方策を模索し生み出していく必要がありそうである。多くの伝承文化の世界では、現在社会に受け入れられる創意・工夫が繰り返されている。伝承という世界では、守るべき部分、進化させるべき部分、広めていく部分が必要だと想定できる。以下に、日本泳法の将来を展望して必要と考えられる基本要件を取り挙げてみた。

- ①文化的な側面からは、文化としての保存と変革の両面が必要であり、地域に息づく文化として拡大化される必要がある。
- ②情報的な側面からは、情報としての集積と発信が必要であり、社会に役立つ情報へと活用していく必要がある。
- ③応用的な側面からは、応用としての活用と創造が必要であり、意味のある応用に多様化していく必要がある。

以上であるが、今後この段階から、有効性を持った具体的で実行可能な方策へと模索を進めることができると考えている。

附記 本研究において、観海流第四代家元山田謙夫氏の協力と教示を得た。ここに記して深謝したい。また、本研究は、東京都水泳協会第20回日本泳法研究会（2005年5月22日、於：国立オリンピック記念青少年総合センター）での講演「日本游泳連盟の活動に関する一考察」の原稿に手を加えた論述である。

注・文献

- 1) 中森一郎（2004）観海流の伝承と存続に関わる史的経過。日本体育学会体育史専門分科会。体育史研究 第21号, pp. 55-62.
- 2) 日本游泳連盟編（1932）日本游泳連盟要録。編に同じ：東京。
- 3) 三重県津市在住。
- 4) 昭和4年8月創刊されている。筆者が閲覧した同機関誌は、芦屋市立図書館（田尾スポーツ文庫）所蔵書。
- 5) 日本水上競技連盟主事（1928-1933・1936-1942）、同理事長（1935-同連盟存続期

間)。

- 6) 日本水泳連盟編（1969）水連四十年史、編に同じ：東京。
- 7) 斎藤六衛（1930）日本体育会游泳術。日本体育会游泳学校：東京。日本体育会は現在の日本体育大学の前身。同游泳場は、明治25年（1892）に設立された。
- 8) 千葉と仙台の師範学校や中学校で水泳指導、陸軍師範学校教官、法政大学水泳部指導。『家元資料』「昭和九年 水泳ニ関スル書類綴」に「男爵松永正雄先生小堀流相伝書拝授祝賀游泳式」（昭和9年5月13日）の式次第（ガリ刷）が残っている。
- 9) 当時、東京の日本泳法界で活躍してきたと思われる人物名「中野秀治、本田 存、千葉真一、加藤昇彌、鈴木和志理、岩本忠次郎、溝口幹知、松永正雄、外山高一、京田武男、斎藤六衛、石本巳四雄など」。
- 10) 明治4年に笹沼勝用が隅田川浜町河岸で向井流を教授したことが最初といわれている。9) の人物から修得流派名を挙げると、向井流、水府流太田派、神伝流。
- 11) 日本体育協会監修（1987）最新スポーツ大事典。大修館書店：東京。及び入江克己（1991）昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動一。不昧堂出版：東京。
- 12) 明治神宮体育会編（1929）第三回明治神宮体育大会報告書。明治神宮体育会：東京、「(二) 各競技部の準備計画及び経過」p. 1.
- 13) 田畠政治（1933）神宮競技と日本水上競技連盟 游泳連盟との交渉経過。日本水上競技連盟。水泳 第20号, p. 31.
- 14) 日本水泳連盟編（1969）前出5) に同じ、p. 56.
- 15) 明治神宮体育会編（1929）前出12) に同じ、p. 2.
- 16) 日本游泳連盟編（1932）前出2) に同じ、p. 2. 及び明治神宮体育会編（1929）第四回明治神宮体育大会報告書。明治神宮体育会：東京。
- 17) 田畠政治（1933）神宮体育会並日本水上競技連盟の態度 日本游泳連盟との関係。日本水上競技連盟。水泳 第21号, p40.
- 18) 今日のアジア大会の前身。大正2年（1913）に第1回大会が、マニラで開催され、その後、原則として2年ごとに開催されてきた。
- 19) 地震博士、東京帝国大学教授、大正9年水府流太田派免許皆伝、昭和5年極東大会日本泳法演武委員長。昭和8年には水泳史研究会開設委員長。
- 20) 『家元資料』「昭和五年 第九回極東選手権競技大会出場 日本游泳連盟ノ組織並加盟 明治神宮鎮座十年記念日本武道形奉納会 記録」中。

- 21) 「本書は昭和五年五月東京において開催されたる第九回極東選手権競技大会において水上競技中日本各流游法の行われたるに際し番組中に挿入せられたる各流沿革及び游法の解説を別冊となせるもの…」(p. 1) と前書きにある。
- 22) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 23) 田畠政治 (1933) 前出13) と同じ、p. 32.
- 24) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 25) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 26) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 27) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 28) 田畠政治 (1933) 前出13) と同じ、p. 33.
- 29) 田畠政治 (1933) 前出13) と同じ、p. 33. 以下、条文からの抜粋

「日本游泳連盟規約

第一条 本連盟ハ日本游泳連盟ト称ス
第二条 本連盟ハ事務所ヲ東京ニ置ク
第三条 本連盟ハ「アマター」ヲ標榜ス
第四条 本連盟ハ日本游泳各流ノ連絡ヲ取り併セテ日本游泳ノ向上発達及ビ普及ヲ計ルヲ以テ目的トス
第五条 本連盟ハ本連盟ノ承認セル日本游泳各流ヲ以テ組織ス
第六条 本連盟ハ日本水上競技連盟ニ加盟シ日本水上競技連盟ノ日本游泳ニ関スル部分ヲ担当ス

...

第十三条 代表委員ノ選出ハ各流ヨリ三名宛及ビ日本水上競技連盟ヨリ六名トシ毎年三月中ニ氏名住所流名ヲ会長宛申告スヘシ

...

第二十条 ...

加盟流儀 (五十音順)

岩倉流 觀海流 小堀流 神伝流 水府流 野島流 向井流 山ノ内流
以上」

- 30) 『家元資料』前出20) と同じ。
- 31) 田畠政治 (1933) 前出13) と同じ、p. 33.
- 32) 『家元資料』前出20) と同じ。

- 33) 学校法人日本体育会百年史編纂委員会編（1991）学校法人日本体育会百年史。学校法人日本体育会：東京，pp. 294-299。に拠ると；明治19年生まれ。伊達宗徳侯爵九男。二荒家養子。東京帝大法医学部卒。陸上競技中・長距離種目の競技歴有り。大正11年貴族院議員。昭和14年日本体育会会长に就任。
- 34) 『家元資料』前出20) に同じ。
- 35) 第9回極東選手権競技大会に参加した日本泳法8流派の沿革と游法略説に‘小池流
外城派’と‘水府流’の沿革と游法略説が加えられたものであった。
- 36) 『家元資料』前出20) に同じ。
- 37) 『家元資料』前出20) に同じ。以下、『規約』全条文。

「日本游泳連盟規約（昭和五年十一月三日ヨリ施行）

第一章 目的

第一條 本連盟ハ本国固有ノ武道タル游泳各流ノ連絡ヲ執リ以テ日本游泳法ノ向上
普及ニ資シ併セテ日本游泳競技ノ発達普及ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二章 名称

第二條 本連盟ハ日本游泳連盟ト称ス

第三章 事務所

第三條 本連盟ハ事務所ヲ東京ニ置ク

第四章 事業

第四條 本連盟ハ第一條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、明治神宮体育大会ニ於テ日本游泳各流ノ形ノ公演普及日本游泳競技大会
ノ主宰ヲ受託遂行スルコト

二、毎年少クトモ一回日本游泳競技ノ全国的大会ヲ主催スルコト

三、其他一般游泳法ノ向上普及ニ資スル事項ヲ行フコト

第五章 組織

第五條 本連盟ハ全国各流派ヲ以テ組織ス

前項ニ依ル本連盟加入流派ハ左ノ如シ（イロハ順）

岩倉流 踏水術（小堀流） 観海流 向井流

野島流 山ノ内流 神伝流 水府流太田派

前項ニ掲ケタルモノ以外ノ流派ニシテ本連盟ニ加入セントスルトキハ本連盟
会長宛文章ヲ以テ申込ムヘシ加盟ノ申込ニ対シテハ代表委員会ノ議ニ附シテ
其諾否ヲ決ス

第六條 本連盟ハ武道団体ニシテ競技ヲ行フ場合ニハ「アマター」タル游士ヲシテ
参加セシム

第六章 役員

第七條 本連盟ニ左ノ役員ヲ置ク

会長	一 名
副会長	二 名
実行委員	十八名
代表委員	二十七名

前項ノ役員ノ任期ハ二ヶ年トス但重任ヲ妨ケス

第一項ノ外本連盟ニ左ノ役員ヲ置ク

名誉顧問 加盟各流派家元ヲ推薦ス

顧問 斯道ノ発達又ハ本連盟ニ對シ功労アリト認メタル者ヲ実行委員会ニ於テ推薦ス

相談役 本連盟ノ創立ニ特ニ功労アリタル者ヲ実行委員会ニ於テ推薦ス

第八條 会長ハ本規約ニヨリ実行委員会及代表委員会ノ決議ニ従ヒ本連盟ヲ統轄シ
外部ニ對シテ本連盟ヲ代表ス

会長ハ実行委員会及代表委員会ヲ招集シ其議長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長故障アルトキハ先任ノ順位ニヨリ其職務ヲ代理
ス

会長、副会長ハ定時代表委員会ニ於テ之ヲ推薦ス

第九條 会長、副会長及実行委員ハ実行委員会ヲ組織シ本連盟ノ常務及代表委員会
ヨリ委任セラレタル事項ヲ執行ス

実行委員ハ在京代表委員中ヨリ各流派ニ於テ二名宛、相談役ニ於テ二名ヲ
夫々選出ス

第十條 会長、副会長及代表委員ハ代表委員会ヲ組織シ本連盟ニ關スル重要事項ヲ
決議ス

毎年一回定時代表委員会ヲ開キ必要ニ応シ臨時代表委員会ヲ開ク

実行委員会ノ決議ニヨリ代表委員会招集ノ請求アリタルトキハ会長之ヲ招
集ス

代表委員会ヲ招集スルニハ会日ヨリ二週間前ニ各組織員ニ對シテ通知ヲ發
ス

前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載ス

代表委員ハ加盟各流派ヨリ三名宛、相談役ヨリ三名ヲ選出ス

第七章 賛助員

第十一條 本連盟ノ目的ヲ翼賛スル者ヲ賛助員トス

第八章 会 計

第十二條 本連盟ノ経費ハ左ノ各号ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支弁ス

一、加盟各流派及相談役ヨリ収納スル会費

二、賛助員ヨリスル会費

三、其他寄附金

前項第一号及第二号ノ会費金額ハ実行委員会ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 本連盟ノ会計年度ハ毎年 月 日ニ始マリ翌年 月
日ニ終ル

第十四條 本連盟会計収支ハ定期代表委員会ニ報告シ其承認ヲ得ルコトヲ要ス

第九章 補 則

第十五條 本連盟ニ加入セルモノニシテ本連盟ノ趣旨ニ反スル行為アリタルトキハ
実行委員会ノ決議ニヨリ一応渢谷戒告ヲ与ヘ尚反省セサルトキハ其加入
ヲ停止シ又ハ脱退セシムルコトアルヘシ

第十六條 本規約ヲ改正スルニハ代表委員会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

以上」

38)『家元資料』「昭和八年 水泳ニ関スル書類」中。

39)水任流加盟による加盟流派の追加及び役員数の加算人数のみ訂正。

40)『規約』に記載。

41)『要録』に記載。

42)『大改正』に記載。

43)『日本游泳連盟 役員録 昭和十二年九月一日現在』(神統流第十八代宗家黒田清定
保存資料)。尚、神統流の加盟は、昭和10年10月18日付日本游泳連盟より加盟承認状
の写し(黒田清定保存資料)及び同年の『鹿児島朝日新聞』(10月27日、朝刊、7面)
に「本社系統游泳の神統流 日本游泳連盟へ加盟 正式に加盟を承認」と題する記
事がある。

44)『家元資料』「觀海流照会綴」中の昭和15年〈游泳連盟〉主催「紀元二千六百年奉祝
日本阿蘇オヨ全国大会決算報告書」の〈支出のブ〉で‘小池流’の記載が有り、正式

- 加盟の年月は判明していないが、恐らくこの時点までに加盟していたと考える。
- 45) 『家元資料』「昭和七年 水泳ニ関スル照復書類」中。
 - 46) 『家元資料』前出45) に同じ。
 - 47) 『家元資料』前出45) に同じ。
 - 48) 『家元資料』前出38) に同じ。
 - 49) 昭和8年9月11日付『報知新聞』(朝刊、3面)及び『東京朝日新聞』(朝刊、3面)。
 - 50) 『家元資料』「昭和九年 水泳ニ関スル書類綴」中に、本文資料の他「第八回日本游泳大会番組」「招待状」がある。
 - 51) 『家元資料』「観海流照会綴」中に、「第十四回日本游泳大会開催に就きて」と題した開催要項と同大会の「会計報告書類」がある。
 - 52) 『家元資料』前出38) に同じ。11頁の小冊子。
 - 53) 石本巳四雄(1932)標準泳法に就て。日本水上競技連盟。水泳 第13号, p. 5.
 - 54) 日本水泳連盟編(1969)前出5) に同じ、p. 372.
 - 55) 日本水上競技連盟編(1932)水泳指導要項。目黒書店:東京。
 - 56) 『家元資料』前出45) に同じ。
 - 57) 石本巳四雄(1940)石本巳四雄氏年譜(本人手記)。日本水上競技連盟。水泳 第72号, p. 3. 石本巳四雄が初代委員長となる。
 - 58) 田畠政治(1933)前出17) に同じ、pp. 41-42.
 - 59) 田畠政治(1933)前出17) に同じ、p. 37.
 - 60) 田畠政治(1933)前出17) に同じ、p. 38.
 - 61) 田畠政治(1933)前出13) に同じ、p. 34.
 - 62) 水泳史研究会は、日本水上競技連盟編(1937)日本水泳史料集成。古今書院:東京。を刊行している。
 - 63) 『家元資料』前出38) に同じ。
 - 64) 〈游泳連盟〉の『規約』に「第6章役員」「第7条」に‘代表委員’があるが、「第9条」で各流派は東京近郊に在住する者を実行委員として代表委員より2名選出することが明記されている。この選出委員を‘在京委員’と称していた。
 - 65) 田畠政治(1933)前出17) に同じ、p. 37.
 - 66) 『家元資料』前出38) に同じ。
 - 67) 『家元資料』前出52) に同じ。

- 68) 『家元資料』前出38)に同じ。
- 69) 『家元資料』前出38)に同じ。
- 70) 『家元資料』前出38)に同じ。200字詰め原稿用紙5枚。
- 71) 『要録』から、〈游泳連盟〉野島流在京委員（代表委員兼実行員）と判明。
- 72) 『家元資料』前出38)に同じ。2件の新聞記事を掲載した新聞社を確認するために同年十月の東京朝日新聞（含大阪版）、東京日々新聞、毎日新聞（含大阪版）、読売新聞（含大阪版）、時事新報新聞、報知新聞、伊勢新聞、都新聞を国立国会図書館等にて閲覧調査をしたが発見できず。
- 73) 『家元資料』「観海流照会綴」中。
- 74) 『家元資料』前出73)に同じ。以下、〈游泳連盟〉要請の全文。
 「昭十四年会第10号 昭和一四年九月十九日 日本游泳連盟印
 殿
 拝啓 残暑之候貴下益御清穆ノ段奉賀候 陳者今般厚生省主催第十回明治神宮国民体育大会開催ニ際シ夏季大会水上競技ニ関シ之レカ担当者タル日本水上競技連盟ヨリ人ヲ介シ日本泳法演武ニ就キ本連盟ヘノ交渉モナク当役員ニ對シ個人的出場方交渉有之趣ニ聞キ及候ガ御存知ノ如ク加盟各流派ハ統制上独自ノ行動ヲ取り得サル次第ニ御座候間本連盟ヨリ何分ノ沙汰申上候迄ハ出場方取止メ被下様貴流派各位ニモ其旨御伝ヘ被下度候
 追而本会水上競技中ノ日本泳法ハ來ル二十三日（土）二十四日（日）午後三時前後ノ予定ニ候間参考ノ為御一見相成ルモノ宜敷カラント存為念申添候 以上」
- 75) 厚生省編（1935）第十回明治神宮国民体育大会報告書。編に同じ：東京。
- 76) 『家元資料』前出73)に同じ。
- 77) 『家元資料』前出73)に同じ。
- 78) 白山源三郎・竹村公良（1941）紀元二千六百年奉祝 第十一回明治神宮国民体育大会 夏期大会水上競技之部 奉納日本泳法演技記録。日本水上競技連盟。水泳 第76号, pp. 7-13.
- 79) 『家元資料』前出73)に同じ。
- 80) 日本水上競技連盟編（1941）連盟議事録。日本水上競技連盟。水泳 第76号, p. 32.
- 81) 『家元資料』前出73)に同じ。
- 82) 学校法人日本体育会百年史編纂委員会編（1991）前出32)に同じ、pp. 298-333. 二

荒は、「日本体育会」の財政再建を計り、社団法人へ、さらに財團法人へと組織改編を進めるなど尽力した。

- 83) 『家元資料』前出73) に同じ。
- 84) (財) 日本体育協会編 (1970) 日本スポーツ百年。編に同じ：東京, pp. 133-134.
- 85) 日本水泳連盟編 (1969) 前出5) に同じ、p. 147.
- 86) ホームページアドレス：<http://www.swim.or.jp>
- 87) 日本水泳連盟理事 (1946-1956)・同理事長 (1953)。
- 88) 藤田明 (2000) 水とともに。朝日新聞出版サービス：東京, pp. 210-211.
- 89) 昭和初期以降、全国的に認知されていた数。現在も(財)日本水泳連盟によって、日本泳法12流派が承認され、存続している。
- 90) 田畠政治 (1933) 前出17) に同じ、pp. 35-37. 他に、石本巳四郎 (1930) 日本游法の競技化について。日本水上競技連盟。水泳 創刊号, pp. 6-7. 及び末弘巖太郎 (1938) 国民皆泳と世界記録。日本水上競技連盟。水泳 第59号, pp. 4-6. にも関連した記述が見られた。
- 91) 石川芳雄 (1960) 日本水泳史。米山弘：大阪, p. 6.
- 92) 中村哲夫 (2002) 近代日本における水泳のスポーツとしての自立への模索とその挫折 (1). 三重大学。三重大学教育学部研究紀要 第53巻 人文・社会科学, p. 59.
- 93) 中森一郎 (2004) 前出1) に同じ、p. 56.
- 94) 『家元資料』前出52) に同じ、p. 3. 「…吾人ノ游泳法ノ真ノ目的ハ競技ニアルノデハアリマセン、吾人ノ目的ハ実用ト心身鍛練トニアリマス…」